

平成28年第2回美里町議会定例会会期日程表

日次	月	日	曜	開議時刻	摘 要
第1日	6	15	水	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会議録署名議員指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・町長提出議案の一括上程 ・町長提出議案の提案理由説明 ・議案審議（内容説明・質疑・討論・採決）
				休 会	<ul style="list-style-type: none"> ・各常任委員会
第2日		16	木	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問 ・各常任委員会報告及び質疑 ・議案審議（内容説明・質疑・討論・採決） ・閉会

第 1 号

6 月 1 5 日 (水)

平成28年第2回美里町議会定例会会議録（第1号）

平成28年 6月15日(水)

午前10時00分開会

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名 5番 上田 孝 議員 6番 松永 正憲 議員
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告 (1)議長
(2)町長
(3)監査委員
(4)美里町議会議員政治倫理調査特別委員会委員長
(5)宇城広域連合議会議員
日程第4 町長提出議案の一括上程（議案第76号から議案第80号及び報告第1号から報告第3号並びに諮問第1号）
日程第5 町長提出議案の提案理由説明
日程第6 議案第76号 美里町税条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第7 議案第77号 平成28年度美里町一般会計補正予算（第5号）
日程第8 議案第78号 平成28年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第9 議案第79号 平成28年度美里町砥用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

休 会 （各常任委員会）

2. 出席議員（12名）

1番	光 井 博 幸 君	2番	今 田 政 行 君
3番	坂 田 竜 義 君	4番	濱 田 憲 治 君
5番	上 田 孝 君	6番	松 永 正 憲 君
7番	吉 田 美 好 君	8番	渡 邊 義 文 君
9番	上 村 則 幸 君	10番	福 田 秀 憲 君
11番	吉 田 起 登 君	12番	中 川 政 司 君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町	長	上	田	泰	弘	君	副	町	長	上	田	隆	信	君					
教	育	長	吉	永	公	力	君	総	務	課	長	大	倉	一	昭	君			
企	画	情	報	課	長	大	西	茂	君	税	務	課	長	岩	永	政	臣	君	
住	民	課	長	向	山	照	美	君	福	祉	課	長	吉	成	一	利	君		
健	康	窓	口	課	長	福	原	哲	治	君	経	済	課	長	長	木	一	美	君
林	務	観	光	課	長	中	嶋	春	彦	君	建	設	課	長	藤	岡	哲	明	君
水	道	衛	生	課	長	津	川	昭	博	君	会	計	課	長	林	田	真	典	君
教	育	課	長	下	田	幸	輔	君											

5. 事務局職員出席者

事	務	局	長	福	島	繁	君	書	記	大	本	由	加	君
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（中川政司君） おはようございます。ただいまから、平成28年第2回美里町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員指名

○議長（中川政司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によりまして、5番、上田孝君、6番、松永正憲君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（中川政司君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

去る6月6日、議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員会委員長の報告を求めます。議会運営委員会委員長、吉田起登君。

○議会運営委員長（吉田起登君） 皆さん、おはようございます。

平成28年第4回美里町議会運営委員会の報告をいたします。

平成28年6月6日、午後2時30分より中央庁舎議会委員会室で開催しておりますので、その報告をいたします。

出席者が議会より、中川議長、吉田美好総務常任委員長、松永正憲経済建設常任委員長、渡邊義文社会文教常任委員長と私吉田と、執行部より、上田町長、上田隆信副町長、それに大倉総務課長、事務局より福島事務局長と大本係長の出席で行っております。

議題につきましては、執行部提出議案について、大倉総務課長より条例1件、予算3件、その他5件、計9件の説明を受けております。

議員提出議案、陳情・請願・意見書等については、今回はありません。

次に、一般質問については、坂田竜義議員より通告がっております。日程・会期等につきましては、執行部提出議案と一般質問等を踏まえた上で、予定表案のとおり、6月15日本日10時より16日までの2日間と決定いたしました。

6月15日、本日1日目は、日程第3、諸般の報告。次に日程第4、町長提出議案の一括上程、議案第76号から議案第80号及び報告第1号から報告第3号並びに諮問第1号まで。日程第5、町長提出議案の提案理由の説明。次に日程第6、議案第76号、「美里町税条例等の一部を改正する条例の制定について」、内容説明・質疑・討論・採決を行います。そのあと、日程第7、議案第77号、「平成2

8年度美里町一般会計補正予算（第5号）」から日程第9、議案第79号、「平成28年度美里町砥用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」までの、3案件について内容説明を行います。そのあとは休会とし、各常任委員会を常任委員長の指示に従って行ってください。

2日目、6月16日最終日は、10時より一般質問です。坂田竜義議員が行います。そのあと、各常任委員会委員長報告及び質疑となっております。次に日程第7、議案第77号、「平成28年度美里町一般会計補正予算（第5号）」より第79号、「平成28年度美里町砥用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」までを再度上程し、内容説明が終わっておりますので、質疑・討論・採決を行います。そのあと、日程第10、議案第80号、「砥用西部地区簡易水道事業拡張工事（4工区）請負契約の締結について」、内容説明・質疑・討論・採決を行います。そのあと、日程第11、報告第1号、「平成27年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」から日程第13、報告第3号、「私債権等の放棄の報告について」と日程第14、諮問第1号、「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」までとなっております。

以上で、6月6日行われました議会運営委員会の委員長報告を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

皆さんにお諮りします。ただいま議会運営委員会委員長の報告のとおり、会期は、本日6月15日と6月16日の2日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。よって会期は本日6月15日と6月16日の2日間に決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（中川政司君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議長から行います。3月定例会後の行事報告をいたします。

3月12日、中学校卒業式に出席をし、砥用中に出席をいたしております。

13日、美里町消防点検がカントリーパークで行われ、出席をしております。

15日、美里町英霊顕彰会の理事会が文化センターで行われ、出席をいたしております。同じくその日に、交流ターミナル出荷協議会が中央公民館で行われ、吉田副議長に出席をしていただいております。

3月16日、第2回美里町議会全員協議会を開催しております。

22日、第1回宇城広域連合議会定例会が開催されまして、吉田美好議員とともに

に出席をいたしております。同じくその日に、美里町交通安全対策協議会評議員会議に出席をいたしております。

23日、小学校の卒業式に出席をして、励徳小学校に出席をいたしております。

26日、アートクラフト手づくり展 in みさと、屋内ゲートボール場に出席をいたしております。

27日、さくら健康フェスタ in 美里に緑川ダムに出席をいたしました。

28日、第2回美里町議会臨時会を開催いたしました。

31日、美里町社会福祉協議会評議員会議が行われ、福田社会文教委員長に出席をしていただきました。

4月1日、町立学校教職員の辞令交付式に出席をいたしました。

4月6日、美里町戦没者追悼式、ひびきで行われ、議員の皆さんとともに出席をいたしております。同じくその日に、議会運営委員会が開催されております。

4月8日、中央中学校、砥用中学校の体育大会がありまして、砥用中学校に出席をいたしております。

11日、町内小学校の入学式がありまして、励徳小学校に出席をいたしております。

13日、第9回美里町商工会青年部通常総会があ助でありまして、出席をしております。

14日、浜戸川改修促進期成会会計監査を議長室で行っております。

22日、第3回の臨時会を開催いたしました。

5月2日、全員協議会を開催いたしまして、常任委員、議会運営委員会の改選を行いました。同じく終了後に、熊本地震による災害箇所を全員により視察をいたしております。

16日、町村議長会の第1回理事会が熊本で行われ出席をいたしております。

5月20日、美里町商工会通常総会に出席をいたしております。

22日、中央中学校、砥用中学校の体育大会があっておりまして、砥用中学校に出席をいたしております。

23日、美里町農業振興地域整備促進協議会に出席をいたしました。

24日、美里町身体障害者福祉協会の総会が老人福祉センターであり、出席をいたしております。同じくその日に議長会におきまして、県知事及び自民党本部に要望活動を行っております。また、その日に美里町地域婦人会の総会があり、出席をいたしております。

26日、第4回臨時会を開催いたしております。

29日、励徳小学校運動会に出席をいたしております。

30日から31日にかけて、議長・副議長研修会が東京で行われ、吉田副議長とともに出席をいたしております。

6月1日、中央小学校運動会に出席をいたしました。

6月3日、宇城地区高等学校野球大会美里大会が総合運動公園で開催され、渡邊社会文教委員長とともに出席をいたしました。

6月6日、議会運営委員会が開催されております。

以上で、議長の報告を終わります。

次に、町長に行政報告を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） それでは、3月定例会後の諸般の報告をさせていただきます。

長くなりますので要約してご報告を申し上げます。

3月12日、砥用中学校の卒業式。

3月13日、美里町消防点検。

3月15日、英霊顕彰会に向けた会議。その後、交流ターミナル出荷協議会の総会。

3月16日、熊本河川国道事務所の所長の訪問を受け、午後から議会の全員協議会。その後、JA下東のお茶部会の総会。

3月17日、美里町総合教育会議。その後、行財政改革推進委員会並びに委嘱状の交付を行いまして、午後から熊本運輸支局長の訪問を受けております。

3月20日、土地改良区の総代会に出席したあと、宇城クリーンセンターで行われておりますエコフェスタ2016に出席をし、夕方、美里町の猟友会美里支部の総会に出席をいたしております。

3月22日、宇城広域連合議会定例会、午後から交通指導員の会議、その後、交通安全対策評議員の会議に出席をいたしております。

3月23日、砥用小学校の卒業式、午後から第2回公共施設等マネジメント検討委員会。その後、熊本県市町村課の訪問を受けております。

3月25日、熊本県の町村会の定期総会。

3月26日、アートクラフト手づくり展 in みさとに出席をし、

3月27日、さくら健康フェスタ

3月28日、第2回美里町議会の臨時会。午後から佐俣の湯の役員会。そしてその後、中央地区農作業受託組合の総会。

3月29日、こぼと保育園の卒園式。そのあと、にしき保育園の卒園式。午後から豊野中央葉たばこ共同乾燥組合の総会に出席したあと、サクラ化学を訪問するために大阪に出張をいたしております。

3月30日、熊本連携中枢都市圏首長会議。

3月31日、社会福祉協議会の理事会並びに評議委員会に出席をいたしております。

4月2日、勢井阿蘇神社の願成祭。

4月3日、西山区民体育祭。その後、峠原春祭り。その後、内園区の花見会に出席をいたしております。

4月5日、熊本地方法務局宇土支局長の訪問を受け、夕方からJA下東の胡瓜部会の総会に出席をいたしております。

4月6日、交通安全祈願祭、若宮神社で執り行われまして、そのあと、美里町の戦没者追悼式に出席をし、夕方はJA下東中央青壮年部の総会に出席をいたしております。

4月8日、朝から蒲島知事の訪問を受けまして、午後から中央中学校の入学式に出席をいたしております。

4月10日、竹迫阿蘇神社の願成祭に出席をし、夕方、砥用駐在所を守る会に出席をいたしております。

4月11日、中央小学校の入学式に出席をし、その後、午後から農業委員会に出席をいたしております。

4月12日、緑川改修期成会の会計監査。そしてその後、鳥獣被害防止対策協議会の総会。

4月13日、宇城広域連合の正副連合長会議。そのあとに上京いたしまして、

4月14日、総務省の過疎対策室を訪問し、そのあと、総務省の官房長を訪問をいたしております。

4月16日、これは地震によります災害対策本部をこの日に立ち上げをいたしております。

4月18日、畝野老寿会の総会。

4月22日、第3回美里町議会臨時会。

4月26日、例月現金出納検査。そのあと、経済産業省よりの訪問を受けております。

4月27日、嘱託員の嘱託員・嘱託補会議。

4月28日、宇城地域モーモーレディースの会の総会に出席をいたしております。

5月1日、自衛隊の第42普通科連隊長の訪問を受けまして、

5月3日、かんがい期開始に伴う用排水委員会に出席をし、

5月9日、自衛隊の第42普通科連隊の中隊長の訪問を受けております。そのあと、宇城地区商工会の女性部の連絡協議会の総会。夜には、減農薬稲作部会の総

会。

5月10日、農業振興地域整備促進協議会の委員及び総合農政推進対策協議会の委員の辞令交付を行いまして、午後から農業委員会に出席をいたしております。

5月11日、健康づくり推進員の委嘱状交付を行いまして、その後、九州ハイランド活性化協議会の監査。午後から内閣府の松本副大臣の訪問を受けております。

5月17日、美里町の体育協会の総会。

5月18日、防衛省並びに県の交通対策室の訪問を受け、その後、熊本県災害廃棄物処理対策会議に出席をし、夜は萱野地区の街路灯組合の通常総会に出席をいたしております。

5月20日、献穀事業が今年は宇城で行われます。その関連で、宇土市の網田町まで行っております。そのあと、美里町の商工会の通常総会。そしてそのあと、熊本県議会議長の訪問を受けております。

5月22日、中央中学校の体育大会に出席をし、

5月24日、美里町身体障害者福祉協議会の総会。そのあと、緑川ダムの所長の訪問を受けまして、そのあと、ふるさと祭りの実行委員会。そして夜には平成28年度美里町の地域婦人会の総会に出席をいたしております。

5月25日、例月現金出納検査。そして、

26日、第4回の美里町議会の臨時会に出席をし、

5月27日、美里町商工会女性部の通常総会。その後、美里フットパス協会の通常総会。

5月29日、励徳小学校の運動会。

5月30日、砥用小学校の運動会。午後から有限会社石段の郷中央の定期総会。そして夜にはJA下東の花鉢物部会の総会に出席をいたしております。

6月1日でございますが、朝から中央小学校の運動会で、夕方からサクラ化学訪問のため大阪に出張をいたしております。

6月3日、宇城地区高等学校野球美里大会に出席をし、その後、宇城広域連合正副連合長会議。帰りまして、熊本森林管理署の署長の訪問を受けております。

6月5日、峙原蛍の里水あかり鑑賞会。

6月6日、熊本県の簡易水道協会の理事会及び総会に出席をし、午後から6月定例会の議会運営委員会に出席をいたしております。

6月7日、嘱託員・嘱託補会議。その後、レッドブルジャパンの訪問を受けております。

6月9日、熊本県中央地区家畜自衛防疫促進協議会の役員会。そして総会に出席をし、午後は宇土法人会の中央支部の会員会議に出席をいたしております。

6月10日、農業委員会の会議。そして、

6月12日、美里町ひとり親会の通常総会に出席をいたしております。

以上で、私からの諸般の報告を終わらせていただきます。

○議長（中川政司君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

先ほど、議長の諸般の報告の中で、4月8日砥用中学校の体育大会と申し上げましたが誤りでした。入学式でございます。訂正をいたしておきます。

次に、監査委員の例月現金出納検査報告を求めます。10番、福田秀憲君。

○監査委員（福田秀憲君） おはようございます。例月現金出納検査を行いましたので、その報告をいたします。

美里町議会議長 中川 政司様

美里町監査委員 遠山 史朗 同じく、福田 秀憲

例月現金出納検査の結果に関する報告書の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、平成28年2月、3月、4月分の出納検査を行ったので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告をいたします。

検査対象、会計管理者所管の一般会計、特別会計、歳入歳出外現金に関する現金、一時借入金について行いました。検査の時期といたしまして、2月分を3月22日、3月分を4月26日、4月分を5月25日に行いました。

検査の結果といたしまして、諸帳簿及び提出された諸表の計算は正確であり、不正、不当な出納はなく確実なものと認めました。

皆さんにお配りしてある資料の中に、出納計算書と基金調書を添付しておりますので、あとでご覧になっていただければと思います。

以上、報告を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、監査委員の例月現金出納検査報告を終わります。

次に、美里町議会議員政治倫理調査特別委員会委員長の報告を求めます。9番、上村則幸君。

○美里町議会議員政治倫理調査特別委員会委員長（上村則幸君） 議長、9番です。

それでは美里町議会議員政治倫理調査特別委員会の報告をいたします。まず最初に経過について報告をいたします。

平成28年4月22日、第1回美里町議会議員政治倫理調査特別委員会を午後1時20分より委員会室において行っております。出席者は上村則幸、私と上田孝委員、吉田起登委員、福田秀憲委員、吉田美好委員、松永正憲委員、濱田憲治委員、今田政行委員、光井博幸委員。事務局から福島繁局長と大本由加係長に出席をいただいております。議題として役員を互選し、委員長に私をし、副委員長に上田孝さ

んを選出しております。そして次回の日程を決めて閉会しております。

2回目が平成28年4月27日、第2回美里町議会議員政治倫理調査特別委員会を午後1時30分より委員会室にて行っております。出席者は私、上村則幸、上田孝副委員長、吉田起登委員、福田秀憲委員、吉田美好委員、松永正憲委員、濱田憲治委員、今田政行委員、光井博幸委員。事務局から福島繁局長と大本由加係長に出席をいただいております。議題として調査請求書の内容について協議して、次の日程を決めております。

それから平成28年5月10日、第3回美里町議会議員政治倫理調査特別委員会を午前10時から委員会室にて開催しております。出席者は上村則幸、上田孝副委員長、吉田起登委員、福田秀憲委員、吉田美好委員、松永正憲委員、濱田憲治委員、今田政行委員、光井博幸委員。事務局から福島繁局長と大本由加係長に出席をお願いをしております。この日は参考人として請求者の米村光喜氏、遠山敏彦氏、山本美喜男氏、堀川勉氏、吉本則生氏、対象議員の渡邊議員も午後2時30分から出席をしていただいております。議題は調査請求者からの請求内容の確認及び調査対象議員からの意見を聴取しております。

平成28年5月17日、第4回美里町議会議員政治倫理調査特別委員会を午後1時30分から委員会室にて行っております。出席者として上村則幸委員長、上田孝副委員長、吉田起登委員、福田秀憲委員、吉田美好委員、松永正憲委員、濱田憲治委員、今田政行委員、光井博幸委員。事務局から福島繁局長、大本由加係長に出席していただいております。請求者から提出された修正・削除の内容について調査をしております。次回の開催日及び調査内容について、参考人として新和工業の前代表の舛田寿樹氏と現代表の福島次男氏に出席を求めることにして、閉会としております。

次に平成28年5月26日、第5回美里町議会政治倫理調査特別委員会を午後1時から委員会室にて開催しております。出席者は私、上村則幸委員長と上田孝副委員長、吉田起登委員、福田秀憲委員、吉田美好委員、松永正憲委員、濱田憲治委員、今田政行委員、光井博幸委員。事務局から福島繁局長、大本由加係長に出席を願っています。議題として、参考人として新和工業の前代表舛田寿樹氏出席、現代表の福島次男氏は欠席されたので、舛田寿樹氏へ参考人として聞き取り調査。また舛田寿樹氏からの聞き取りの結果により、現代表の福島氏からの意見聴取が重要との意見から再度の出席依頼、出席が難しい場合は質問書による回答依頼をすることを決定しております。

それから平成28年5月31日、第6回美里町議会政治倫理調査特別委員会を午前10時から委員会室にて開催されております。この日の出席者は上田孝副委員

長、福田秀憲委員、吉田美好委員、濱田憲治委員、今田政行委員、光井博幸委員。事務局から福島繁局長、大本由加係長に出席していただいております。また欠席として私、上村則幸と吉田起登委員、松永正憲委員が欠席をされております。私は義理の母の葬式のためにこの日は欠席をさせていただきます。議題の内容としては現代表の福島次男氏への書面による質問の回答について、その回答内容について審査と協議が行われているとのことでした。

それから平成28年6月6日、第7回美里町議会議員政治倫理調査特別委員会を午前9時30分から委員会室にて行っております。出席者は上村則幸委員長、上田孝副委員長、吉田起登委員、福田秀憲委員、吉田美好委員、松永正憲委員、濱田憲治委員、今田政行委員、光井博幸委員。事務局から福島繁局長、大本由加係長で、議題としては、これまでの調査に関わる意見の取りまとめを行っております。

それから平成28年6月13日、第8回美里町議会議員政治倫理調査特別委員会を午前9時から委員会室にて行っております。出席者は上村則幸委員、上田孝副委員長、吉田起登委員、福田秀憲委員、吉田美好委員、松永正憲委員、濱田憲治委員、今田政行委員。事務局から福島繁局長、大本由加係長に出席していただいております。このときは欠席者として、光井博幸委員が欠席されております。議題としては、今までのことについての結果の総まとめを行っております。今までのが8回にわたることの経過の報告でございます。

これから調査を行いました結果の報告をいたします。

1番、坂田竜義議員の美里町議会議員政治倫理条例第2条関係についてということで出てきておりました。このことについて坂田竜義議員については、議員が議会執行部に対し質問することは議員の役目を果たすことであり、著しく品位をおとしめるような質問ではない限り許されるべきものであることから、美里町議会議員政治倫理条例第2条には抵触しないと判断をいたしました。

次に、2番目の渡邊義文議員の美里町議会議員政治倫理条例第2条及び第6条関係について(1)番のところの、農業委員会の委員として活動している渡邊議員についての①②③の項目につきましては、裏付けとなる証拠書類等の提出がなかったので調査を開始することができませんでした。

(2)の実質経営しているとみられる新和工業についての①②につきましては、法人登記簿の履歴事項全部証明書に基づき、有限会社新和工業前代表取締役の舛田寿樹氏からの聞き取り調査の結果、渡邊義文議員の意見聴取では21年間新和工業には関わっていないとのことでしたが、前代表の舛田氏の話では金銭出納業務等については渡邊義文議員と渡邊利恵氏がなされていて、また入札は渡邊議員、渡邊利恵氏、舛田氏の3名で話し合って参加していたとのことでありました。

最後に委員さんからの「代表をされていたとき、実質経営者はどちらだったと思われますか。」との質問に対し、「仕事の段取り等は私で、会社自体はどちらかといえば渡邊義文議員だったと思います。」との答えでした。なお、現代表取締役の福島次男氏にも意見を聞きたかったのですが応じてもらえず、質問回答書にも会社の企業秘密及び個人情報等の関係で答えてもらえませんでした。

(2) 番の③と④につきましては、裏付けとなる証拠書類等の提出がなかったので調査を開始できませんでした。

(3) 番の土地の売買等についての①②につきましても、裏付けとなる証拠書類等の提出がなかったため、調査を開始できませんでした。

(4) の宇土法人会の研修旅行についてにつきましても、裏付けとなる証拠書類等の提出がなかったため、調査を開始できませんでした。

以上のような結果となりました。結論といたしまして、美里町議会議員政治倫理条例第2条関係に関しましては、事案に対して裏付けとなる証拠書類等の提出がなく、今回は調査に至りませんでした。また、同第6条関係に関しましては、有限会社新和工業の前代表取締役の舛田寿樹さんからの聞き取り調査で、実質経営していたのは渡邊義文議員、渡邊利恵氏と考えられることから、渡邊義文議員につきましては、美里町議会議員政治倫理調査特別委員会では全員総意のもと、美里町議会議員政治倫理条例第6条に抵触するものと認めざるを得ないものであります。

以上で、美里町議会議員政治倫理調査特別委員会委員長の報告を終わります。報告漏れ等がありましたら、他の委員さんからよろしく願いいたします。

○議長（中川政司君） 以上で、美里町議会議員政治倫理調査特別委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 補足なしと認めます。

これから、美里町議会議員政治倫理調査特別委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑は審査の経過と結果に対する質疑のみといたします。質疑ありませんか。渡邊義文君。

○8番（渡邊義文君） 議長、渡邊です。報告に対する質問をさせていただきます。5月10日の第3回特別委員会、第3回だったですかね、はい。第3回特別委員会に「あなたの意見をお聞きしたい」と出席要請があり出席をいたしました。上村委員長から「調査請求資料の削除・訂正、新しい資料の作り変えを弁護士の先生がよかと言ったので、私の責任において皆さんに新しい資料を配る。」と言われた請求資料が今私に届いておりますこの資料でありますか、お尋ねします。

○美里町議会議員政治倫理調査特別委員会委員長（上村則幸君） はい、そうですね。

はい。

- 8番（渡邊義文君） 間違いありませんね。5月17日受付です。
- 美里町議会議員政治倫理調査特別委員会委員長（上村則幸君） 17日受付、間違いありません。
- 8番（渡邊義文君） 特別委員長の上村議員はその席で、「弁護士の先生がよかと言った。」と言われましたが、弁護士の先生のお名前は誰ですか。お尋ねします。
- 議長（中川政司君） 上村君。
- 美里町議会議員政治倫理調査特別委員会委員長（上村則幸君） それはもう私、守秘義務で言えません。調べてください。はい。
- 8番（渡邊義文君） それではお尋ねしますが、5月10日時点、特別委員長の上村議員は当初の資料を削除・訂正し、新しい資料を私の責任において皆さんに配るという宣言をされました。当初の資料になかった、当初の資料しかないにも関わらず、当初の資料しかもらってないにも関わらず、新しい資料を配ると宣言、宣告されました。このことは請求者に対し、資料の作り変えを指摘、指導されたのですか。お尋ねします。
- 議長（中川政司君） 上村君。
- 美里町議会議員政治倫理調査特別委員会委員長（上村則幸君） 指導はしておりません。これは弁護士のほうから「削除するところは削除したほうがいい。」と言われたので、そういうふうにこの提出者のほうにそう申しただけです。そして提出者のほうから、それを作り変えて議長のほうに16日の日に出していただいて、議長が受理されて、そしてまた特別委員会のほうでそれをあとは諮るようしております。
- 8番（渡邊義文君） 新しい調査請求資料が5月28日に私に届いております。調査資料に5月10日の特別委員会での指摘によりと書いてあります。特別委員会の指摘による修正・削除、資料の補充をしたと請求者が答えておりますが、ただいま上村委員長はしてないということでしたが、この資料には指摘に、特別委員会の指摘によるということが書いてあります。指導して本当にこの、そこ書いてあるとおりですか。
- 議長（中川政司君） はい、上村君。
- 美里町議会議員政治倫理調査特別委員会委員長（上村則幸君） それはこの資料は、その取り扱えないところはこうやって書いてくださいちゅうことは言っておりますよ。それだけです。
- 8番（渡邊義文君） 当初のこの請求者を、この作り変えられた新しい資料ですよ。当初の請求者を美里町管工事組合れーべん、米村代表、米村光喜含む会社の代表6

社であるが、新たな資料は請求者をれべん米村含む6社を外して、6名の個人に修正してあります。政治倫理条例第9条に町民の調査請求とあります。当初、美里町管工事組合代表6社の請求を受け付けられました。新たな資料は6名の個人であるが、修正とありますが修正でよろしいんですか。委員長、お尋ねします。

○議長（中川政司君） 上村君。

○美里町議会議員政治倫理調査特別委員会委員長（上村則幸君） はい。それは向こうから出していただいたことです。最初の原本は私は受けておりませんので、特別委員会が開会されてからその原本を私は見ておりますので、その後の取扱いになりますので。要するに、そすと今言いなはった6月17日、議長のほうから「再度これについて調べてください。」て出てきたのについて、あと結果は私が言ったとおりですので。それ以前のことはもう。それで、その意義申立てとか今言われたように「団体名ではあまりよくないので、個人名のほうがいいですよ。」という弁護士さんのほうからあったので、個人名に変えていただくというような形にしたのですね。「町民からの提出」てあれがなっていたので。そすと、「異議申立てなんかは議会で受け付けるようなことはないですよ。」て。

○8番（渡邊義文君） 弁護士先生の指摘があった、作り変えたがよいという指摘があったということですね。

○美里町議会議員政治倫理調査特別委員会委員長（上村則幸君） そうそう。

○8番（渡邊義文君） 新たな請求書を6名の個人に修正されておりますが、資料表紙には美里町管工事組合長、米村光喜で受け付けてありますが、よろしいんですか。お尋ねします。

○美里町議会議員政治倫理調査特別委員会委員長（上村則幸君） それはよろしいんでしょう。その、議長が受け付けて私たちに託されるんですから。特別委員会はもう。

○議長（中川政司君） 渡邊君。

○8番（渡邊義文君） 当初の請求資料には政治倫理条例第6条関係の請求であります。新たな調査請求は、美里町倫理条例第2条関係及び政治倫理条例第6条関係に修正とあります。政治倫理条例第2条を加えてありますが、加えたことを修正としてありますが、修正でいいんですか、委員長。

○議長（中川政司君） 上村君。

○美里町議会議員政治倫理調査特別委員会委員長（上村則幸君） それはそれで向こうから出てきたとおりに書いてありますので。原本はもう向こうから出てきたとおりですけん。2回目のとは。私たちが書いたわけじゃなかけん。

○議長（中川政司君） 渡邊君、質疑は審査の経過と結果に対してください。

○8番（渡邊義文君） 5月10日のですね、その資料に対してですよ、委員長が「私の責任において。」て言うことを発言されておりますので、それに対してですね、ここしか言う、お尋ねする場所がなかもんで質問を、質疑ですので質問させて。

○美里町議会議員政治倫理調査特別委員会委員長（上村則幸君） はい、じゃあ議長。

○議長（中川政司君） 上村君。

（○8番（渡邊義文君） 当初のですね、調査請求は14ページに上がっておりますが、新たな調査請求書は9ページでなっております。5ページ少なくなって受け付けておられますが、5ページ省いたところでいいんですか。お尋ねします。）

○美里町議会議員政治倫理調査特別委員会委員長（上村則幸君） それは分かりません。議長から受け付けたのを私たちは諮問機関で調査するだけですが、それは分かりません。

○議長（中川政司君） 渡邊君。

○8番（渡邊義文君） 美里町政治倫理調査特別委員会で修正・削除、新しい調査資料を作り、どう考えても促しているように受け止めているところですが、この調査請求に関しましては、公平・公正であるべきことではないかという思いがいたしておりますし、促しているということになれば、不当な指導に当たらないかという思いがございしますが、その辺は委員長どう思われますか。

○議長（中川政司君） 上村君。

○美里町議会議員政治倫理調査特別委員会委員長（上村則幸君） それは一切ありません。

○8番（渡邊義文君） ただいま質問いたしました、弁護士の先生ということで、5月6日に委員長、副委員長、局長と町の顧問弁護士先生のところをお訪ねということをお聞きしております。弁護士先生がよかと言った政治倫理調査特別委員会の上村議員の責任において配られたこの資料、新たな資料に対して質問をさせていただきました。

以上で質問を終わります。

○美里町議会議員政治倫理調査特別委員会委員長（上村則幸君） 私はもうさっき言ったとおり、委員会全員の総意のもとでここで皆さんに結果を報告しただけでございますので。

○議長（中川政司君） ほかにありませんか。3番、坂田竜義君。

○3番（坂田竜義君） 3番、坂田でございます。前回もちょっと質問いたしましたんですけど、一応結論としてその異議申立てについてはもう駄目だということでそれはそれで了解しておりますけれど、この議長、結局何か説明があるものと思っと思った

ら何もないからですね。今後のこともありますのでちょっとお尋ねですけども、受付の段階、いわゆるその事務処理要綱的なものが何にもないもんだから、ちょっとそういう手続の不手際があったんじゃないかなと思うんですよね。だからその一応、監査請求の場合もですね、手続的には同じですけど、いわゆる資格要件というのがですね、決められております。要するに、法律行為の責任能力がある者でないと、そういう調査請求の資格がないですよということですよ。ですから、自然人と法人と。法人ってのは法人格を持ったものという意味で、法律にちゃんと規定してあります。だから個人でもいいということなんですけど、もともとその管工事組合ということで出されております、当初ですね、3月に。この管工事組合というのは、これは業界団体であって、この社団とか財団とか法人格は全くこれは持たないわけですね、調べたらそうでしょ。そんな法人格があればいいと思いますが、弁護士が適当でないとされたのはそういう意味ですか。お尋ねします、委員長に。弁護士がそういうことで、「個人の名前にしたほうがいいですよ。」て言われたのは。

○議長（中川政司君） 上村君。

○美里町議会議員政治倫理調査特別委員会委員長（上村則幸君） 美里町の条例の中で町民からの提出となつとるもんだから、そのほうがいいですよちゅうことで、この団体の管組合ちゅうかそういうことでなくして。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） そういうことで、だけん私が根拠を言うのはそういうことだろうと思うんですよ。管工事組合が法人格を持って登記してあればですね、そういう資格要件があるけれども、そういう法人格がないから個人の連名でしなさいっていう弁護士の指導だったんだらうと私は思うんですよね。ですから基本的に請求は出すのはもちろん自由ですけども、やっぱり議長が受け付けるその時点で一応預かってですね、提出されたときに預かって、それを正式に受け付けるか却下するかというのはですね、この前ちょっと聞いたお話では議運とか議運のメンバーでですね、それをなら正式に受付をするのか、あるいは却下をするのかそこで判断するうんぬんということもありましたけど、そのあたりはあとでちょっときちっと確認していただきたいと思うんですよ。今後もそういうことがありますから。もともとその特別委員会に付託してですね、これが該当しないとかそういう問題じゃないんですよ。やっぱり受け付けの段階でこれがですね、資格要件をちゃんと備えとるか、ちゃんと要件としてですね、審査請求の対象になるのかどうかというのは受付の段階でですね、そこで判断して駄目なら却下せにゃいかんわけです。ところが、そのまま受け付けてそのままですね、特別委員会に付託をしとるからおかしくなつとる

わけですね。結局、私、指定管理者のときも聞きました。途中で指定管理のですね、代表者が変更されたときは、改めて議決が必要じゃないかという質問をしましたときに、そのときの一応自治省か何かに聞いた答えとして、結局、法人が個人になったり、個人が法人になった大幅な組織の変更以外はですね、改めて議決は必要ないですよと。

こういうことと一緒にですね、この管工事組合っていうことで出したのをですね、個人の連名で受け付けるなら、もうその時点で一旦ですね、私は却下せにゃいかんと思うんですよ。却下して改めてそれは出すのは自由ですから、改めて個人の連名で調査請求が出たならですね、それをまた受けて、改めて特別委員会に付託するというのがですね、手続して筋じゃないかと思うんですよ。だからどうもそのあたりがですね、この事務処理要綱もないし何にもないからですね、何かそういう適切でないというふうに思います。今後そういうこともあるかもしれませんので、ちゃんと議長のほうからでも、私にも一応非公式に返事をされておりますのでね、今日でなくて、んなら今日がでけんなら全員協議会の中でも今後の取扱いについてはこうしますよと、ちゃんと議事録に残るようにですね、説明をしていただきたいと思いますがどうですか。

○議長（中川政司君） 坂田君。委員長の質問に対してですから、今後のことについては。

○3番（坂田竜義君） はい、分かりました。全協か何かでよろしくお願いします。

○議長（中川政司君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。以上で、美里町議会議員政治倫理調査特別委員会委員長の報告を終わります。

次に、宇城広域連合議会議員報告を行います。宇城広域連合議会議員の報告を求めます。7番、吉田美好君。

○7番（吉田美好君） 宇城広域連合議会議員の報告をいたします。

平成28年6月15日付、本日付でございます。本町の3月定例会以降、平成28年第1回宇城広域連合議会定例会が開催されましたので、内容報告をいたします。日時でございます、平成28年3月22日、火曜日、午前10時からでございます。場所は宇城広域連合2階交流プラザでございます。議長の開会宣告、広域連合長の挨拶があり、日程に入りました。

日程第1、会議録署名議員の指名、9番、中川議員、1番、浜口議員となっております。

日程第2、会期の決定は、1日間でございます。

日程第 3、諸報告があつております。

日程第 4、議案第 3 号、宇城広域連合情報公開条例の制定について。

日程第 5、議案第 4 号、宇城広域連合職員の退職管理に関する条例の制定について。

日程第 6、議案第 5 号、宇城広域連合職員個人情報保護条例の制定について。

日程第 7、議案第 6 号、宇城広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

日程第 8、議案第 7 号、宇城広域連合一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程第 9、議案第 8 号、宇城広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について。

日程第 10、議案第 9 号、平成 28 年度宇城広域連合一般会計予算について。歳入歳出予算それぞれ総額を 28 億 3,433 万 1,000 円と定めるものでございます。

日程第 11、議案第 10 号、平成 28 年度宇城広域連合宇城ふるさと市町村圏基金特別会計予算について、歳入歳出予算の総額それぞれ 145 万 8,000 円と定めるものでございました。本定例会の内訳は条例関係 6 件、予算関係 2 件であります。審議の結果、全議案とも原案どおり全会一致で採択・可決をいたしております。

以上、報告をいたします。

○議長（中川政司君） 以上で、宇城広域連合議会議員の報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第 4 町長提出議案の一括上程（議案第 76 号から議案第 80 号及び報告第 1 号から報告第 3 号並びに諮問第 1 号）

○議長（中川政司君） 日程第 4、町長提出議案の一括上程を行います。

議案第 76 号から議案第 80 号及び報告第 1 号から報告第 3 号並びに諮問第 1 号までの案件を一括して上程し、案件のみ議会事務局長に朗読をさせます。福島議会事務局長。

○事務局長（福島 繁君） それでは、議案集の 2 枚目議事予定表をお開きいただきたいと思ひます。それでは読み上げます。

議案第 76 号 美里町税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 77 号 平成 28 年度美里町一般会計補正予算（第 5 号）

議案第 78 号 平成 28 年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 79 号 平成 28 年度美里町砵用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算
(第 1 号)

議案第 80 号 砵用西部地区簡易水道事業拡張工事 (4 工区) 請負契約の締結に
ついて

報告第 1 号 平成 27 年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につい
て

報告第 2 号 有限会社「石段の郷中央」の経営状況報告について

報告第 3 号 私債権等の放棄の報告について

諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

以上でございます。

○議長 (中川政司君) 以上で、議会事務局長の朗読を終わります。

-----○-----

日程第 5 町長提出議案の提案理由説明

○議長 (中川政司君) 日程第 5、町長提出議案の提案理由説明を行います。

町長に提案理由の説明を求めます。上田町長。

○町長 (上田泰弘君) それでは、提案理由の説明を申し上げます。今定例会に提案
いたしております議案は、条例 1 件、補正予算 3 件、その他 1 件、報告 3 件、諮問
1 件の計 9 件でございます。

まず、美里町税条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法等
の一部を改正する等の法律及び関係政省令が公布されたことに伴い、関係規定につ
いて所要の改正を行うものでございます。

次に、補正予算 3 件でございますが、平成 28 年度美里町一般会計補正予算 (第
5 号) は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 11 億 8,594 万 3,000 円
を追加し、歳入歳出予算の総額を 82 億 3,174 万 6,000 円とするものでござ
います。

歳入の主なものとしたしましては、熊本地震により被害を受けた町道等に係る公
共土木施設災害復旧費負担金 4 億 7,136 万 8,000 円。小中学校の災害復旧事
業にかかる公立学校施設災害復旧費負担金 8,740 万円。林道施設災害復旧事業
補助金 1 億 1,250 万円及び現年発生公共土木施設災害復旧事業等に係る災害復
旧事業債 4 億 8,450 万円の増額補正でございます。

歳出の主なものとしたしましては、民生費では福祉保健センター湯の香苑、老人
福祉センター及び筒川荘の修繕料 513 万円、商工費では森林体験公園トイレ建設
工事費 2,084 万 4,000 円を計上しております。災害復旧費では震災に伴う林
道施設災害復旧工事費 1 億 5,000 万円、公共土木施設災害復旧工事費 7 億 67

0万円、公立小学校施設災害復旧工事費9,890万円、公立中学校施設災害復旧工事費3,220万円、総合体育館災害復旧工事費7,500万円、農山村広場災害復旧工事費1,400万円を増額計上しております。

次に、国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入の第三者行為求償による納付金の増加に伴う増額補正、国保事業費納付金等標準システムの仕様書が国から示されたことに伴う、システム改修委託料を新たに計上するものでございます。

次に、砥用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、震災により被害を受けた膜濾過施設のシャッター及び送水管の漏水カ所の修繕料等113万円を増額するものでございます。

次に、砥用西部地区簡易水道事業拡張工事（4工区）請負契約の締結は、地方自治法第96条第1項第5号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

次に、報告3件でございますが、平成27年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告は、地方自治法施行令第146条第2項の規定、有限会社「石段の郷中央」の経営状況報告は地方自治法第243条の3第2項の規定、私債権等の放棄の報告は美里町債権管理条例第10条第3項の規定により、それぞれ議会に報告するものでございます。

最後に、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつきましては、1名の方の任期が平成28年9月30日をもって満了するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、詳細につきましては担当課長に説明をいたさせますので、慎重なるご審議をいただき速やかなるご議決をお願いいたします。提案理由の説明といたします。

○議長（中川政司君） 以上で、町長提出議案の提案理由説明を終わります。

-----○-----

○議長（中川政司君） ここで暫時休憩をいたします。再開を午前11時15分といたします。

-----○-----

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（中川政司君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第6 議案第76号 美里町税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（中川政司君） 日程第6、議案第76号、美里町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。岩永税務課長。

○税務課長（岩永政臣君） それでは、議案第76号についてご説明申し上げます。

美里町税条例等の一部を改正する条例の制定について

美里町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成28年6月15日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が、平成28年3月31日にそれぞれ交付されたことに伴い、関係条例を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。

今回の主な改正でございますが、まず地方税の延滞金につきまして、延滞金算定のための期間を国税と統一するためのものでございます。法人町民税の法人税割の税率につきましては、経済の好循環を確実なものとする観点から法人税改革の一環といたしまして、法人町民税の法人割の税率の引き下げを行い、税源の偏在性を是正するための財政力の縮小を図り、法人税割の一部を交付税原資化を図るための改正でございます。

軽自動車税につきましては、県税であります自動車取得税が廃止され、それに代わるものとして環境性能割が創設されましたが、併せて軽自動車税環境性能割を創設し、現行の軽自動車税を種別割に名称を変更することや、環境性能の課税標準、税率、徴収方法などの規定を新たに整備するものでございます。また、今年度から適用する軽自動車税の種別割におけるグリーン化特例経過につきましては、適用期限を平成29年度までの延長をするための改正でございます。

それでは次のページをお開きお願いいたします。

美里町税条例等の一部を改正する条例（美里町税条例等の一部改正）第1条、美里町税条例の一部を次のように改正する。

以下改正条文でございますが、長くなり分かりにくうございますので、別途配付してあります新旧対照表によりご説明いたします。それでは、新旧対照表をご覧くださいと思います。

美里町税条例等の一部を改正する条例（第1条による改正町税条例）新旧対照表でございます。左側が改正前、右側が改正後となっております。なお、説明につきましては改正後を基本に説明をいたします。

まず、（災害等による期限の延長）につきましては、下線部分につきまして、左

側が改正前が「不服申立て」、改正後につきましては「審査請求」というような改正がなされております。また、(納税証明事項)第18条の3につきましても、改正前が「軽自動車税」を、改正後につきましては「種別割」に名称変更する等の規定の整備となっております。

続きまして、(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)第19条に及び3ページの上から3行目になります。(普通徴収に係る個人の町民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収)第43条、また5ページ上から4行目になります(法人の町民税の申告納付)第48条、及び7ページの上から6行目になります。(法人の町民税に係る不足税額の納付の手続)第50条までにつきましては、内容といたしまして、修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があった場合、不足額に対する延滞金の計算期間を一定期間控除するための、それぞれの整備をするところがございます。施行日につきましては、29年4月1日となっております。

すみません、3ページに戻っていただきまして一番上の行になります。(法人税割の税率)第34条の4につきましては、法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられたことに伴う所要の規定の整備となっております。改正前につきましては「100分の9.7」、改正後につきましては「100分の6.0」となるものでございます。これにつきましても、施行日は平成29年4月1日となっております。

次に、9ページをお開きいただきたいと思っております。上から5行目になります。第56条及び10ページの上から6行目になります。(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)第59条につきましては、下線部分が引いてありますところが法律改正に合わせての規定の整備となっております。

続きまして、(軽自動車税の納税義務者等)第80条につきましては、環境性能割の納税義務者等について規定すること及び、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備となっております。これにつきましても、施行日につきましては平成29年4月1日となっております。

次に、11ページをお開きください。(軽自動車税のみなす課税)第81条から18ページ下から6行までにつきましては、法規定の新設に合わせて軽自動車税のみなす課税について規定され、また「軽自動車税」を「種別割」に名称変更する等の整備となっております。

次に、18ページをお開きください。下から5行目となります。附則(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)といたしまして、第6条、これにつきましては、現行の医療費控除におきましては、支払った金額が10万円

以上か、年間所得金額の5%いずれか低いほうの金額を所得控除とすることができるわけですが、今回健診等又は予防接種を受けているということを要件に、医療費の処方箋を必要とする医療品から、いわゆる市販薬にかわった医療品の金額が1万2,000円を超える部分について、所得控除ができるということになります。本特例又は医療費控除の選択ができるように改正されたものでございます。また、特例につきましては、限度額といたしまして8万8,000円までとなっております。

次のページをお開きください。（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）10条の2からでございますが、これにつきましては、固定資産税の課税標準の特例割合の規定の整備となっております。

次のページをお開きください。（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）第10条の3につきましては、下線部分につきまして法律改正に合わせての規定の整備となっております。

次に、（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）第15条の2につきましては、15条の2から23ページにおきましては、法規定の新設に合わせて新設されたものでございます。内容につきましては、環境性能について当分の間、県が賦課徴収し全額を町に支払い、町は徴収取扱費として税額の5%を県へ交付するものでございます。また、軽自動車税の種別割のグリーン化特例経過でございますが、1年延長し、及び環境性能割の導入に伴い、現行の「軽自動車税」を「種別割」に名称変更する等の規定の整備となっております。施行日につきましては、平成29年4月1日となっております。

次に、24ページをお開きください。（第2条による改正町税条例）新旧対照表でございます。これにつきましては、税法の改正に合わせて改正され、現行の「軽自動車税」を「種別割」に名称変更する等の規定の整備となっており、経過措置となっております。

次に、26ページをお開きください。（第3条による改正町税条例）新旧対照表でございます。これにつきましては、（町たばこ税に関する経過措置）となっております。平成27年税条例の附則部分についての規定の整備となっております。

次に、議案集に戻っていただきたいと思っております。改正条例の12ページになります。附則といたしまして、（施行期日）第1条、この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。とするものでございます。1号につきましては、平成29年4月1日、2号につきましては、平成29年4月1日、3号につきましては、平成30年4月1日の施行となります。町税に関する経過措置第2条以下15ページまでにつきましては、それぞれ

の経過措置でございます。

以上で、議案第76号につきまして説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第6、議案第76号、美里町税条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第6、議案第76号、美里町税条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第77号 平成28年度美里町一般会計補正予算（第5号）

日程第8 議案第78号 平成28年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第79号 平成28年度美里町砦用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（中川政司君） 日程第7、議案第77号、平成28年度美里町一般会計補正予算（第5号）から日程第9、議案第79号、平成28年度美里町砦用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）までの3案件について、一括して議題としたいと思います。

お諮りします。日程第7、議案第77号から日程第9、議案第79号までの3案件についてを一括して議題とし、本日は内容説明のみ行い、質疑・討論・採決は明日最終日に行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号から議案第79号までを一括して議題とし、本日

は内容説明のみ行い、質疑・討論・採決は明日最終日に行うことに決定しました。

それでは議案第77号から議案第79号までを一括して議題とします。

まず、議案第77号、平成28年度美里町一般会計補正予算（第5号）の内容説明を求めます。大倉総務課長。

○総務課長（大倉一昭君） 議案第77号についてご説明申し上げます。別冊の予算書の1ページをお開き願います。

議案第77号、平成28年度美里町一般会計補正予算（第5号）

平成28年度美里町の一般会計の補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億8,594万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億3,174万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年6月15日提出 美里町長 上田泰弘

5ページをお開き願います。第2表、地方債補正でございます。まず、地方債の追加でございます。起債の目的の欄でございますが、現年発生公立学校施設災害復旧事業（震災分）につきまして、限度額5,410万円を追加いたしております。

次に、6ページでございます。地方債の変更でございます。起債の目的の欄でございます。現年発生公共土木施設災害復旧事業（震災分）につきまして、限度額を930万円から補正後、右側のほうの欄になりますが、3億460万円に。現年発生林道施設災害復旧事業（震災分）につきまして、430万円から4,470万円に。現年発生単独災害復旧事業（震災分）につきまして、380万円から9,850万円にそれぞれ変更させていただいております。

9ページをお開き願います。2の歳入でございます。まず、一番上の枠でございます。目3、災害復旧費国庫負担金の説明の欄でございます。公共土木施設災害復旧費負担金（震災分）につきましては、災害復旧事業費の3分の2の額、4億7,136万8,000を増額いたしております。

その下の欄でございます。公立学校施設災害復旧費負担金（震災分）につきましても、災害復旧事業費の3分の2の額、8,740万円を計上いたしております。

2つ目の枠でございます。目1の総務費国庫補助金の説明の欄、過疎地域自立活性化推進交付金につきましては、補助金の内示によりまして1,000万円を計上

いたしております。

それから、その下の枠でございます。目4の農林水産業費県補助金の2行目でございます。林道施設災害復旧事業補助金（震災分）につきましては、災害復旧事業費の4分の3の額、1億1,250万円を計上いたしております。

それから、下から2つ目の枠になります。目1の基金繰入金、説明の欄の財政調整基金繰入金につきましては、不足する財源に充当するため1,736万1,000円を増額いたしております。

次に、10ページでございます。町債の目5、災害復旧債につきましては、説明の欄の現年発生公共土木施設災害復旧事業（震災分）から一番下になりますが、現年発生公立学校施設災害復旧事業（震災分）まで、総額4億8,450万円を増額いたしております。

11ページをお開き願います。3の歳出でございます。上から2つ目の枠、下の枠になります。目1の一般管理費の給料それから職員手当、共済費、賃金のところでございます。まず、給料のところの説明の欄、職員給料（震災分）と、それから職員手当の4行目になります、通勤手当（震災分）と、それからその下のほうになりますが、職員期末手当（震災分）、と勤勉手当（震災分）とそれから共済費の社会保険料事業主負担金（震災分）、賃金の臨時職員賃金（震災分）につきましては、熊本地震により被災された方の相談窓口、復興支援業務のワンストップ化を図るため、再任用職員3名、臨時職員1名の給料、職員手当、共済費及び賃金を計上したものでございます。

次に、12ページでございます。目5の財産管理費の説明の欄、修繕料（震災分）につきましては、中央庁舎それから砥用庁舎、砥用庁舎の会議棟、それから内山貸付住宅、旧自立生活訓練施設の修繕料といたしまして、165万6,000円を増額いたしております。その下の工事請負費でございます。中央庁舎公用車車庫外壁修復工事につきましては、車庫西側になりますが、外壁の剥落に伴います工事費として230万円を計上いたしております。

それから、目6の企画費の節13、委託料1,145万3,000円につきましては、制度改正により町が過疎地域生活交通構築事業の実施主体となるため、下の負担金補助及び交付金でございますが、美里町地域公共交通活性化協議会補助金1,040万8,000円を減額いたしまして、その上の委託料でございます、美里町過疎地域生活交通構築事業委託料1,145万3,000円を増額いたしたものでございます。

15ページをお開き願います。一番上の枠になります。目7の社会福祉施設費の説明の欄でございます。修繕料（震災分）につきましては、福祉保健センター湯の

香苑の体育館ステージ2階サッシの破損、原水ポンプ等の修繕、それから老人福祉センターの正面玄関、東側のホール、天井破損に伴います修繕料。それから高齢者コミュニティーセンター筒川荘の石垣崩壊に伴います修繕料として、513万円を計上しているものでございます。

次に、17ページをお開き願います。上の枠のほうになります。目6の農地費の説明の欄の負担金、補助及び交付金の説明の欄でございます。町単独土地改良事業補助金（震災分）につきましては、農用地等被害復旧事業の対象とならない60件分の単独土地改良事業補助金といたしまして、500万円を計上いたしております。その下の目7、農業構造改善対策費の説明の欄、修繕料（震災分）につきましては、農村婦人の家及び用米活性化センターの屋根の修繕料といたしまして、319万円を計上いたしております。

次に、18ページでございます。上の枠の目3、森林体験公園費でございます。委託料の説明の欄、森林体験公園トイレ建設工事設計業務委託料230万円。それから工事請負費の森林体験公園トイレ建設工事2,084万4,000円につきましては、フォレストアドベンチャー・美里の駐車場西側にトイレを建設するための委託料、工事費を計上したものでございます。

次に、19ページをお開き願います。下から2つ目の枠になります。目4の災害対策費の職員手当等の説明の欄でございます。防災待機手当につきましては、災害対策本部の防災配置職員分の手当てとして、459万円を。それから防災待機手当、これは震災避難所分の待機職員分になりますけども、766万3,000円を増額いたしています。

次に、21ページをお開き願います。教育費の上の枠になります。目2の公民館費、委託料でございます。説明の欄の砥用分館建設調査業務委託料（震災分）といたしまして、180万円を計上いたしております。それから目3、その下の欄でございます。文化財保護費の需用費の説明の欄でございます。文化財修繕料（震災分）につきましては、馬門橋、大窪橋及び霊台橋の欄干の修繕料といたしまして、110万円を計上いたしております。それからその下の欄でございます。コミュニティ助成事業補助金につきましては、町指定文化財白石野の雨乞太鼓修復事業に対する助成金でございまして、190万円を計上いたしております。

次に、22ページでございます。上の枠の目2、体育施設費の委託料でございます。総合体育館建物調査設計業務委託料（震災分）につきましては、調査設計業務委託料が確定したため650万円を減額いたしております。それからその下の行でございます。美里町勤労者体育センター建物調査業務委託料（震災分）につきましては、300万円を計上いたしております。それから下の枠の目2の林業施設災害

復旧費の節15の工事請負費の説明の欄でございます。林道施設災害復旧工事（震災分）につきましては、林道施設26箇所分でございます。1億5,000万円を計上いたしております。それからその下の作業道等災害復旧工事（震災分）につきましては、林道下原陣の平線、藤木線2箇所分といたしまして、1,000万円を計上いたしております。

次に、23ページをお開き願います。上の枠の目2の国庫負担災害復旧費の工事請負費でございます。説明の欄の公共土木施設災害復旧工事（震災分）につきましては、町道等43箇所分の復旧工事として7億670万円を増額いたしております。下の枠の目1、公立小学校施設災害復旧費の工事請負費、説明の欄の公立小学校施設災害復旧工事（震災分）につきましては、砥用小学校体育館、励徳小学校校舎、それから体育館と励徳小学校の敷地と中央小学校校舎、中央小学校の体育館の復旧工事といたしまして9,890万円を計上いたしております。それからその下の公立中学校施設災害復旧工事（震災分）につきましては、砥用中学校の武道場、中央中学校校舎、中央小学校学校敷地分の災害復旧工事といたしまして、3,220万円を計上いたしております。それから、節15の説明の欄の美里町総合体育館災害復旧工事（震災分）につきましては、総合体育館の照明、スピーカーの破損、天井受板の落下等に係る復旧工事といたしまして、7,500万円を計上いたしております。それからその下の農山村広場災害復旧工事（震災分）につきましては、農山村広場のグラウンドの亀裂、法面崩土の復旧工事費といたしまして、1,400万円を計上いたしております。

以上で、議案第77号についての説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、議案第77号の内容説明を終わります。

次に、議案第78号、平成28年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。向山住民課長。

○住民課長（向山照美君） 議案第78号についてご説明申し上げます。別冊の補正予算書の1ページをお開き願います。

議案第78号、平成28年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成28年度美里町の国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ260万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億8,428万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年6月15日提出 美里町長 上田泰弘

4ページをお開き願います。上の欄2の歳入でございます。目の一般被保険者第三者納付金でございますが、第三者行為による保険給付につきましては、その求償事務を国保連合会に委託しておりますが、以前より委託しておりました2件分につきまして、受領額260万6,000円の入金がありましたので、これを増額したものでございます。これに伴いまして、下の欄3の歳出でございますが、総務費の目の一般管理費の委託料です。第三者行為の求償事務の委託料としましては、受領額の5%となっておりますので、歳入で増額しました260万6,000円の5%としまして、13万1,000円を増額をしたものでございます。同じく委託料の中のその下の国保事業費納付金等算定標準システム改修委託料につきましては、平成30年度からの国保改革の準備としまして、県が国保事業費納付金や標準保険料率を算定するために、町の情報を提供する必要がありますので、その情報を作成するためのシステムの改修費として、37万6,000円を増額をしたものでございます。予備費につきましては、歳入歳出の調整をしたものでございます。

以上で、議案第78号についての説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、議案第78号の内容説明を終わります。

次に、議案第79号、平成28年度美里町砥用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。津川水道衛生課長。

○水道衛生課長（津川昭博君） 議案第79号についてご説明いたします。別冊予算書の1ページをお開きください。

議案第79号、平成28年度美里町砥用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度美里町の砥用西部地区簡易水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ113万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,900万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年6月15日提出 美里町長 上田泰弘

続きまして、4ページをお開きください。今回の補正につきましては、震災に係る補正となっております。

まず歳入についてご説明いたします。目、繰入金の一般会計繰入金につきましては、歳出補正予算の財源といたしまして、113万円を増額としております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。総務費の一般管理費におきまし

て、時間外勤務手当や需用費の消耗品や漏水修理などのための修繕料、所要額合計 113 万円を増額としております。また、公債費の元金につきましては、財源の組替となっております。

以上で、議案第 79 号の説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、議案第 79 号の内容説明を終わります。

-----○-----

○議長（中川政司君） 以上で、本日の日程は終了しました。

皆さんにお諮りします。本日はこれで休会とし、このあと各常任委員会を委員長の指示により開いていただきまして、終了後は委員会室におきまして全員協議会を開きたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本日はこれで休会とし、このあと各常任委員会を委員長の指示により開いていただきまして、終了後は委員会室において全員協議会を開くことに決定いたしました。

なお、各委員会の会場は総務常任委員会が委員会室、経済建設常任委員会が第 1 会議室、社会文教常任委員会は第 2 会議室をご利用ください。

明日 16 日木曜日は、午前 10 時より会議を開きます。

それでは本日はこれで散会いたします。

-----○-----

散会 午前 11 時 53 分

第 2 号

6 月 1 6 日 (木)

平成28年第2回美里町議会定例会会議録（第2号）

平成28年 6月16日（木）

午前10時00分 開 議

1. 議事日程

- 日程第1 一般質問
(1) 3番 坂田 竜 義 議 員
- 日程第2 各常任委員会報告及び質疑
(1) 総務常任委員会委員長
(2) 経済建設常任委員会委員長
(3) 社会文教常任委員会委員長
- 日程第3 議案第77号 平成28年度美里町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第4 議案第78号 平成28年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第79号 平成28年度美里町砥用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第80号 砥用西部地区簡易水道事業拡張工事（4工区）請負契約の締結について
- 日程第7 報告第1号 平成27年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第8 報告第2号 有限会社「石段の郷中央」の経営状況報告について
- 日程第9 報告第3号 私債権等の放棄の報告について
- 日程第10 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 追加日程第1 発議第9号 美里町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第2 発議第10号 「被災者生活再建支援法の改正を求める意見書」の提出について
- 追加日程第3 発議第11号 「平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書」の提出について
- 追加日程第4 発議第12号 「行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書」の提出について
- 追加日程第5 発議第13号 渡邊義文議員に対する議員辞職勧告決議案の提出について
- 日程第11 議員派遣の件について
- 日程第12 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について
- 日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件について

2. 出席議員（12名）

1番	光井博幸君	2番	今田政行君
3番	坂田竜義君	4番	濱田憲治君
5番	上田孝君	6番	松永正憲君
7番	吉田美好君	8番	渡邊義文君
9番	上村則幸君	10番	福田秀憲君
11番	吉田起登君	12番	中川政司君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町長	上田泰弘君	副町長	上田隆信君
教育長	吉永公力君	総務課長	大倉一昭君
企画情報課長	大西茂君	税務課長	岩永政臣君
住民課長	向山照美君	福祉課長	吉成一利君
健康窓口課長	福原哲治君	経済課長	長木一美君
林務観光課長	中嶋春彦君	建設課長	藤岡哲明君
水道衛生課長	津川昭博君	会計課長	林田眞典君
教育課長	下田幸輔君		

5. 事務局職員出席者

事務局長	福島繁君	書記	大本由加君
------	------	----	-------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（中川政司君） それでは、皆さん、おはようございます。本日の会議を開きます。

お諮りします。ただいま、7番、吉田美好議員から発議第9号、美里町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について、8番、渡邊義文議員から、発議第10号、「被災者生活再建支援法の改正を求める意見書」の提出について、6番、松永正憲議員から発議第11号、「平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書」の提出について、7番、吉田美好議員から発議第12号、「行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書」の提出について、11番、吉田起登議員から発議第13号、渡邊義文議員に対する議員辞職勧告決議案の提出について、以上5件の発議が提出されておりますので、これを日程に追加し、発議第9号から発議第13号までを追加日程第1から追加日程第5として議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第9号から発議第13号までを日程に追加し議題とすることに決定しました。追加日程が入った議事日程と議案を議員の皆様へ配付してください。

(資料配付)

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（中川政司君） それでは日程第1、一般質問を行います。

通告がっておりますので発言を許します。なお、発言時間は申合せ事項により、答弁を含め1時間以内となっておりますので申し添えます。

また、広報担当大原主事を議場内での撮影を許可いたします。

3番、坂田竜義君の一般質問を行います。坂田竜義君。

○3番（坂田竜義君） 3番、坂田竜義でございます。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） 通告にしたがって、質問を行いますけれども、まず第1番目の熊本地震の対応ですけれども、もうニュースで皆さんご承知のように関連死、行方不明者を含めまして70名というですね、大変な犠牲者が出ております。犠牲者の方には心からお悔やみを申し上げますとともに、すべての被災された方にお見舞いを申し上げたいと思います。いろいろあとの質問の時間の関係もございませぬ

で、ある程度執行部のほうではですね、簡潔に答弁をお願いしたいと思います。

まず、熊本地震の対応ですけれども、いわゆる激甚災害に指定をされまして、また、大規模災害復興法による非常災害ということで指定をされたところがございます。当然この質問ではございますけれども、災害の対応ということにつきましては、当然この議会議員もですね、責任の一端がございますので、そういう立場でいくつかの点に質問をしたいというふうに思います。

今回の地震の対応の総括、まだ余震が続く中でですね、総括というのは難しいと思いますけれど、災害は待ってくれません。6月4日に梅雨入りいたしまして、比較的雨は少ないですけれども、梅雨が明けますとすぐ今度は台風シーズンになりまして、豪雨災害と大雨とこういうことになりましてですね、地震で地盤が緩んだところに大雨が降るということになると、また大変な災害が想定されます。そういうことで、今回の地震の対応でですね、いろいろ食料品、水の備蓄の問題だとかですね、あるいは避難所の運営のあり方とか、いろんな面で完璧な総括は今の時点でできないと思いますけれど、今の時点で大体反省点とかがまとまっておればですね、それを踏まえて今後の梅雨、豪雨対策どうしていくのかということについてのお考えをお尋ねをします。

2点目に、り災証明あるいは仮設住宅の進捗状況についてですけれども、昨日のまあ一応総務委員会をいたしましたところ、総務課長から報告を受けておりますけれども、一応700件を超えるですね、り災証明の交付申請があつて、一応交付可能な部分が割合としては78%でした、私の計算で。交付済みがですね、427件ということで55%ということになっております。そういうことで、そういう状況ですけれども、結局、危険度判定ですね、応急危険度判定ということで、前回大規模半壊については、この被災者生活再建支援法で300万ですか、最高。そういうものがありますけれども、半壊とか一部損壊については何にもありません。問題は、この応急危険度判定で、外から見ただけの判定でですね、危険だとかいろいろ紙が貼ってありますけれども、その次の役場職員とか入って建物の内部まで細かく調査するのが、非常にやっぱり時間がかかるということでございます。それはもう十分事情は分かります。

そういうところで、5年前ですか、災害対策基本法の改正でそういう調査員の担当職員の養成ということが国からされておりますけれども、新聞報道によりますと39の町村でそれができていないと。できているところは6ぐらいでまあ非常に少なかったという状況でございます。そういうことで、特に行政書士会のボランティアはですね、そういう避難所とかを回りますでですね、一人暮らしとかの方を中心に役場に行けない方とかですね、そういう方に行政書士会が出向いてですね、この

交付申請の代行をすとか、そういった動きもあっておりますけれども、心配いたしますのは、そういうことを一人暮らしとか二人暮らしでも車がない世帯とかがございまして、775件交付申請が出ておりますけれども、いまだにですね、役場に行けなくてですね、申請が出されていないところもあるんじゃないかと心配するわけですね。そういったところについて、行政書士会のようなボランティアはできないにしても、例えば役場職員のOBを臨時に雇用したりしてですね、そういう経験豊かな職員、退職者あたりをですね活用する。そういうこととかですね、いろんな公務員の退職者もほかにもおりますので、そういう人材を臨時的に活用してでもですね、早期にこのり災証明の交付申請をですね、回ってでも取り付けると。こういうことが必要じゃないかと私は思うわけでございます。そういった点での対応はどうかと。

仮設住宅が今ここにもできております。非常に今度の仮設住宅は基礎からやっております立派な住宅ですね。ですので、これを2年きたからもう解体すると、これはもうあまりにももったいない話で、これはやっぱり2年超してもですね、これは町営住宅として国から払い下げをしてでもですね、活用すると、こういうことが非常に大事じゃなかろうかというふうに思いますので、このあたりの考えはどうかと。それから、当然地域防災計画の。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） はい。

○議長（中川政司君） 一問一答方式でお願いします。

○3番（坂田竜義君） わかりました、はい。以上、今のところのところでお答えをお願いします。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） まず、熊本地震への対応でございます。今回の対応の総括と今後の梅雨、豪雨への備えはどうするかという話でございます。まずは総括と申しますか、総括でございますが、今回の地震はご案内のとおり、4月14、15それぞれ震度5強があつて、4月16日に本震となります6弱が発生をいたしております。その日の午前2時に災害対策本部を設置いたしました。初期の対応といたしましては、町消防団員及び職員による人的被害、ライフライン等の被害状況の調査・情報収集を行ったところでございます。とは申しましても、今回の熊本地震、まさに想定外の出来事であったというふうに思います。平成19年に豪雨災害に美里町は見舞われておりますが、豪雨災害や台風災害そういったものへの対応というものは想定をして、十分想定をしておりましたが、これほどまでに大きな地震に見舞われるとは思っていませんでしたというところが正直なところでございます。そのよう

な中で、対応すべてが初めての経験で、そのときそのとき、できる限りの精一杯の対応を職員あるいは消防団、あるいは嘱託会の皆さん一丸となってですね、行わせていただきました。結果として100点の対応には至らなかったかもしれません。また、町民の皆さんにも多くのご不便をおかけしたこともこれは事実でございます。地震とは申しまして、地震被害によりまして今回お亡くなりになられた、この美里町ではお亡くなりになられた方がいらっしゃいませんでした。まさに不幸中の幸いだと思います。今何とか議会の皆様のご理解を得ながら、復旧・復興へ向けた歩みができているというふうに考えております。

その総括の中での反省点でございます。先ほどお話も出ましたが、やはり人材の確保、これがやっぱり非常に重要なことだなというふうに思ったところです。今行財政改革の中で、職員の数というものもかなり減らしている状況の中で、やっぱりこれは日頃の業務と併せて震災対応をしていくということですね、非常にやっぱり人員の確保、人材の確保をどうするのかということが今後の1つの大きな課題になっていくというふうに思います。それから、今回避難所として指定をしています総合体育館あるいは励徳小学校が地震によって使えなくなりました。また、その代替施設となりうるはずの中央小学校の体育館、砥用小学校の体育館も損傷をし、利用ができなくなりました。そういった意味では多くの避難者の方々がですね、グラウンドあるいは駐車場で車内泊をせざるを得なくなったということも、今後大きな課題として残ったところでございます。議員がおっしゃいましたように、OBを使ったらどうだと。まさに今回の予算にも計上させていただいておりますが、まずはOBの皆さんに相談窓口対応をですね、していただければと。もうそこにまず来ていただければ、いろんな意味でご相談を受ける、支援の相談、あるいは心の相談、そういったのを含めたそういった相談窓口ができればなというふうに思っております。

仮設住宅に関しましては、今の制度の中では恐らく2年を経たら撤去しなければいけないと、いうようなことになるんじゃないかと思いますが、間違いなくこれからその仮設住宅を次に生かせないかという話が出てくると思いますし、こちらからもそれを生かさせてほしいという要望を、国のほうにも行っていきたいというふうに思います。

それから、り災証明の話が出ました。確かに現在り災証明、先ほどおっしゃったパーセンテージでございますが、区長さんあたりからですね、ここの家は結構傷んでるんじゃないかと、まあ傷んでるといいますか、被災してるんじゃないかというような情報が一番最初に寄せられた、そういったところも現在回らせていただいております。一次調査をですね、行っている件数だけ申しますと、1,111件です。

そのり災証明願いが出てますのが、今790件余りでございます。もしお年寄りとかですね、動けない方がいらっしゃいましたら、電話をいただければこちらから行って、そして調査をさせていただいて、まあそのときに同時に申請書ももうそこで出していただくというような対応も、とっていければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） はい、よろしく。特に一人暮らしのお年寄りとかですね、役場に足が運べないという方については、特に対応をよろしくお願ひしたいと思います。

それから、次ですが、地域防災計画の見直し、今現在、防災計画ちゅうのができておりまして、ハザードマップもですね、こういうことで私は持っておりますけれど。これはもう当然2008年版ですから。そして特に熊本、美里も含めてその地震はないと、大規模な地震はないという頭で私もおりましたけれど、今回のような大きな地震が来るというふうな想定でないからですね、この今回の地震も踏まえたところの、この地域防災計画の見直しというのは当然必要になってくるんじゃないかと思っておりますけれども、そのあたりはどうかということでございます。特に道の駅ができる時のですね、県の担当者の説明を聞いたことがございますけれど、この道の駅については1つの目的としてはですね、この防災拠点化ですよと、防災の拠点にしますと。こういうこともこの道の駅のですね、一つの目的ですということを知ったことがあるんですよね。ですから、この今回そういう道の駅自体が防災拠点になったかどうかも含めて、この地域防災計画の見直しはどうするかお尋ねをいたします。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） すみません、先ほど豪雨災害の備えのところは少し抜けておりましたが、今回ご案内のとおり地震によってかなり地面が揺られておりますので、雨のこの梅雨時期におきましては、早めの避難をお願いする、空振りでもいいので早めの避難をお願いしようというふうに考えております。先日行われました囑託会におきましても、説明をさせていただいて、各世帯にそういったチラシを配付してお願いをしているところでございます。いずれにしましても、早めの避難をお願いをする方向でいきたいというふうに思います。

それから、地域防災計画の見直しでございます。佐俣の湯は確かにそういった拠点になるということではございましたが、あそこの中ですね、昨日もちょっと少し、まあこれは温泉のほうなんですけど破損をいたしました。実際あそこに避難をされたという話は、私は今のところは報告は受けておりません。ただ、例えばお風呂、その復旧し次第ですね、お風呂に入れられないような人をあそこに行ってくださいという

ような行動はしたところがございます。防災計画の見直しでございますが、美里町におきましては、地域防災計画というのは災害対策基本法の改正、あるいは熊本県の地域防災計画の見直しを受けて、例年梅雨前に会議を開きまして計画の見直しを行っております。熊本県におきましては、今回の熊本地震に伴う災害対策を優先するために、まだ計画の見直しが行われていない状況でございます。本町におきましても、災害救助法に基づく住宅の応急修理、あるいは応急仮設住宅の供与や被災者支援、災害復旧事業等、まだ早急に取り組むべき業務が山積しておりますことから、今後時期を見ながら熊本地震における、本町におけるその災害対策をしっかりと検証した上で、地域防災計画の見直しを行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） よろしく、早急に見直しをお願いしたいと思います。

次のこの特別立法の関係は、先ほど追加議題というのがありまして、国へ対する意見書とか県議会の意見書を踏まえて予定されておりますので、ここの部分については割愛をいたします。

次、最後の公共施設マネジメント計画についてですけれども、今白書というのが昨日手元にいただきました。公共施設の白書がいただきまして、今町のホームページではパブリックコメントというかですね、アンケート調査も予定されているようですけれども、この中で特に今回私が申し上げたいのは、地震によるいわゆる避難所ですね。先ほど避難所として予定しとったけれども、そこが被災したから使えなかったと。こういうところがあちこちあるわけですね。今2町が合併してですね、類似の施設が幾つもあるって、ほとんどこの使用がされてない、建屋だけ建っているとそういったところもありますので、早急に見直して解体すべきところは解体すると、こういうところの整理をされていくと思いますけれど、ただ常設的な避難所というところもおかしいですけれども、やっぱり短期の場合はですね、小学校の体育館とかこの庁舎の会議室とかいいですけど、ただ長期にもう2カ月になってですね、長期にわたりますとやっぱり学校の体育館をずっといつまでもですね、避難所として使うには、この子どもの授業時間が足りなかったり、いろいろ支障が来るしですね。ただ役場の関係もやっぱり業務に支障が、長期にわたると業務に支障が出てくることがかかなりあるかなと思います。そういうことで、やっぱり廃止すべきところも含めてですね、やっぱりすぐ避難所に変えられるようなところも、一定常日頃から確保しとく必要はあるんじゃないかと思うんですね。そのあたりもこのマネジメント計画ちゅうのは今からだと思いますけど、そのあたりも今回の地震の教訓を踏まえてですね、是非そのあたりを盛り込んでいただきたいというふうに思いますが、この

あたりはどうでしょうか。

○議長（中川政司君） 大倉総務課長。

○総務課長（大倉一昭君） ご説明申し上げます。公共施設のマネジメント計画につきましては、少子高齢化や人口減少、公共施設の老朽化により、公共施設のあり方を抜本的に見直す時期にきていることから、限られた財源の中で施設の維持・再編等の計画を定めるものでございます。

昨日ですね、美里町公共施設白書を配付させていただいております。現在、公共施設のあり方に関する住民アンケート調査、それから先ほど議員もおっしゃいましたパブリックコメントの募集も行っておりまして、今年度中に計画の策定を行い、来年度個別施設の実施計画を策定することといたしております。熊本地震に伴い、本町でも多くの公共施設が被害を受けておりますが、公民館の砥用分館、勤労者体育センター、洞岳社会教育センターにつきましては、特に被害が大きかったため、今回の一般会計の補正予算（第5号）におきまして、改修費用を試算するための調査業務委託料を計上いたしております、その結果等も踏まえまして、今後の方向性を検討していく必要があるというふうに考えております。

それから、体育館関係でございますが、非構造材の被害によりまして、体育館が避難所として使えないということで、大変住民の方にもご迷惑をお掛けした分もございしますが、補正予算の中でですね、復旧工事の中で落下防止策等についても、しっかりとした対応をしていくというふうにいたしております。そういったことで、おっしゃいましたようにですね、耐震化をしっかりと図りながら、今後避難所として使えるような対策をとってまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 先ほど議員のご提案にもありましたけども、今回の公共施設マネジメント計画に、果たして先ほどおっしゃったようなですね、常備できているという避難施設あたりが入っているかどうかというのは、すみません、分かりません。ただ、そういったのも今後は考えて入れていかんといけないんじゃないかなというような思いはしております。ただ、今からこう精査していく中で、果たしているいろんな意味で経費の問題であったり、いろんなことを考えながらやっていきたいと思っております。もちろんその際には、またご報告、あるいはご相談をさせていただければというふうに思います。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） そういうことで、是非盛り込んでいただきたいというふうに思

います。先ほど、最後に仮設住宅の関係で、実は災害救助法ではですね、半壊は要するに自宅の解体が条件だと、こうなってるわけですね。自宅を解体するというところで、熊本市では誓約書まで取らないと仮設に申込みは駄目ですよ。ところが最近の県の方針では、一応それは緩和したということですが、このあたりは是非できるだけ緩和をしてですね、自宅の解体が条件でないとしても駄目だよということじゃなくて、そのあたりは是非対応よろしくお願ひしたい。これは要望です。

それと、この各地区のいわゆる集会所ですね、うちあたりも電源立地交付金で建ててもらいましたけれども。比較的ここ数年新しい集会所についてはですね、これはやっぱり避難所として使えるように、耐震構造がないなら耐震構造をしてでもですね、古いところは別ですよ、申し訳ないけど。新しくつくった集会所あたりはですね、やっぱり避難所として使えるような措置ですね、それは是非やっていただきたい。というのが、原町でもそうですけども、やっぱり集会所にやっぱ寄ってこられるわけですよ。役場としては正式には認められないって。なら認めて何か被害でもあったらですね、補償とかそういうことになるからだろうと思いますけれど、そういうことでやっぱり避難所として使えるような集会所、コミュニティセンター等についてはですね、耐震構造に是非していただいて、そのあたりについてはできるだけですね、そういう対策を講じていただくように、これは要望です。お願ひしときたいと思います。

次に、次の質問に移ります。2点目は指定管理者に対する委託料の目的外流用の問題でございます。先日、ひびきの関係で総勘定元帳というのを25年度、26年度ですね、一応見させていただいたところでございます。その中で確認をいたしましたところ、大体年に2,400万ほどの委託料をひびきについては払っておるわけですが、年それを4回に分けて委託料を払うと。25年度ですね、26年1月20日、25年度ですけれど、委託料が590万余り文化交流センターに支出がございまして、26年の1月31日にそのうちから200万円、ひびきの口座からNPホールディングス本体のほうにですね、口座に振り替えてそのお金を町有地の土地代金として113万5,400円支払っているわけでありまして。そして最終的にこれは町有地ですから町のほうにですね、土日の関係で2月3日に収入として町の会計に入っていると。こう一連の流れなんですけれども、やっぱ基本的に町では補助金適正化法を受けて、町の補助金等についてもですね、厳しく規定を定めております。以前は、例えば補助金を振り込むときには、農協のその代表者の個人の口座でも何でもよかったんですけども、今これが厳しくなって、とにかくその機械利用組合なら機械利用組合のきちんとした口座、一本の口座をつくって、そして角印までつくらせてですね、その口座の出入りの写しまで最終的に付けて報告しなさいと、

こうなつとるわけですね。

ところがこの指定管理の委託料の関係については、今まで事業報告書を受けただけでですね、そこまできちんとした検査がですね、されてないというような実態だろうというふうに思います。基本的にこの委託料として払ったものをですね、年度末に調整するなら分かりますけれど、年度の途中の1月末にですね、200万円抜いて、それを土地代として払うと。これは現金の流れとしてですね、とてもできないことだし、会計検査等の場合はですね、即、不当事項ということでアウトですね。私も経験があるんですけども、繰上償還と、即、償還しなさいとこういう事例なんで、全くそういう同じ事例なんです。だから、流用だからその横領だ何だということじゃありませんけれど、税理士の見解では問題ないということであつとお話が聞いたことございますけれども、これは舛添さんの弁護士と一緒にですね、弁護士に多額の報酬を払っておれば、依頼人の立場でしかですね、ものは言わないのは当たり前ですね。どがん検察官でもですね。今度の場合もこの税理士事務所にはですね、顧問料として60数万ですね、NPOから報酬を支払ってあるわけです。ですから、NPOの立場が悪くなるようなですね、ことを税理士が言うはずはございません。ですから、税理士がこう言うたからって言ってもそれは全く私は信用しておらないわけです。そういうことで、これは教育長ですかね、担当の教育長と思いますけども、そのあたりの委託料が入った口座、それから土地の代金を支払った口座、これは確認をされたかどうか、これをお尋ねいたします。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 詳しい内容につきましては、担当課長がご説明を申し上げますが、先ほどの税理士法人の話でございます。確かにこれはまあNPOホールディングスが委託というかお願いをされている税理士法人でございますが、今回その税理士法人からその会社の名前でですね、代表者の名前で証明ということで証明書まで出していただいております。もしこれが何らかの、要はそういった擁護するためにですね、いい話を書かれてるっていうのであれば、もう即この会社が疑われると、信用がなくなるという意味で、そこまでしっかりと証明をしてほしいということで証明をいただいております。その中では、資金流用等はなく、適正に処理されていると。NPO法人の会計基準に基づき適切に処理されているという証明でございます。それから、顧問の弁護士の方にもお伺いしましたところ、法的にも何ら問題がないという話でございました。その経緯につきまして、あるいは先ほどの詳しい口座の話につきましては、担当課長のほうから説明を申し上げます。

○議長（中川政司君） 下田教育課長。

○教育課長（下田幸輔君） ただいまの町長のご説明の補足といたしますか、内容につい

てご説明させていただきます。ただいま説明がありましたように、5月23日付で税理士事務所の証明を取っております。その中で何ら問題はないということで、証明の報告を受けておるところでございます。それともう一つ、弁護士事務所のほうですけれども、弁護士事務所の見解としましては、流用というものには当たらないということで、見解を受けております。その内容としましては、管理料はその性質は補助金とは違うということで、町からの支出金は利用料金を得る行為と同等の事業活動中の収入として取り扱われるべきものだろうということが1つと。それと各施設の管理運営につきましては、この確認は最終的に指定管理者の財源で、この財源といいますのが、先ほど町から支出している委託料、それと利用料金でございます。そのほかには指定管理者の自主財源、自己財源でございますが、そういったもので予算額に不足を生じた場合は自己財源、自主財源を通して管理施設が計画目的を達成できたかを基本協定に基づいた報告資料によって確認する、その中で判断をするというところで法的には何ら問題ないということで、顧問弁護士からの回答をいただいております。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） あのですね、税理士も弁護士も顧問料、報酬をいただいて、こちらが町から払ってやっとするわけですから、町の不利になるようなことは言われな
いのは当たり前なんですね。ですから先ほど言いますように、NPOの委託料を200万受け入れた口座、それと土地代を払った口座、それは確認してますかって聞いてるんですよ。それはどうですか。

○議長（中川政司君） 下田教育課長。

○教育課長（下田幸輔君） ご説明申し上げます。口座内容につきましては、詳細までは確認しておりません。事業報告書並びにそれぞれの各施設の通帳の支出状況、歳入状況につきましては、確認をしたところで決算報告をしているところでございます。

以上です。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） これは非常に大事なところなんですよ。補助金の、町の補助金
のですね、完了報告のときもですね、全部口座の写しをですね、全部提出させるで
しょ。だけん、同じですたい。そのひびきのね、ひびきの口座から、NPO本体の
口座に入れて、それから土地代を出しとっとだから、NPO本体の口座の入りと出
がですね、同じ口座から出とるかどうかの確認はしてくださいよ、こら。その写し
を出してください。が1つです。

それから、この立替金等があつてですね、うんぬんということでございますけれど、立替金も総勘定元帳見ましたがね、40万か50万は確かに本体から一時的に立替えがございました。それで200万円をこっちから委託料の口座から本体に持ってきたなら、3月末の決算のときには一旦返してですね、決算処理するというのが当たり前だと私は思うんですね。でその、ここに貸借対照表の25年3月31日の貸借対照表、26年3月31日のこの写しがありますけれど、これはですね、この貸借対照表でもこれは意図的にしとるんですかその、貸借対照表というのは左が借方で右が貸方なんですね。左が資産の部で右が資本と負債とこうなつとるわけですよ。ところが、この資産の部だけですね、しか出してない。そこにその現金と預金が25年3月で780万あります。26年で543万ありますで、これだけあるから自主財源があつたんですよって、そういう説明のようですけども、そういうこつじゃないんですよ。27年の3月末のですね、総勘定元帳、貸借対照表を見ますと、確かに資産で流動資産がですね、27年の3月まで891万ありました。ところが片方の貸方のですね、流動負債になりますと、流動負債が990万あります。未払金が769万あります。そして未払法人税が7万、未払消費税が212万、長期借入511万ということで、総資産はマイナスになつとるわけですよ。ですからそのあたりもね、きちんと貸借対照表をこの借方の資産のところだけ見せたっちゃですね、駄目ですよ。ちゃんと貸方・借方ってね、資本と負債の右のほうもちゃんと一体のものですから。そういうことでその、現金がこれだけあるからっていつでも、中身をよく見るとですね、結局借入金とかですね、未払金とかいっぱいあつてですね、実際その本当のお金がない場合が多いんですよ。ですから、そのあたりまできちんと担当の教育委員会のところでですね、きちんと精査をしてもらわないとですね、税理士が言いました、弁護士が言いましたって、そんなのは関係ないんですよ。町長がなら自らちゃんとその帳簿見てね、検査したんですか。教育長もその帳簿を見たんですか。きちんとその担当課長にお任せじゃなくてですね、自分からやっぱちゃんと帳簿を見てですね、そのあたりの精査はきちんとしてください。じゃないとこの問題はですね解決しませんよ。あとの問題もありますからね、これでちょっともうやめて、またこれは保留です。解決したわけじゃありませんが次に移ります。時間の関係で。

3点目はですね、下中郡地区の水道水質改善工事についてでございます。この工事の目的ていうのはもうご承知のように、硝酸性窒素が混じっている水をろ過してですね、ろ過機により真水に変えることで飲料水を確保するというのがね、目的の工事です、ご承知のように。そういうことで先日ですね、特に下原地区については地震の被害が大変でした。道路が陥没したりですね、民家がもう壁が落ちたり、大

変な下中郡の中でも下原地区、高木の一部もそうですが、大変な被害がありましたのでずっと見て回りました。そして水道設備の関係もその話がございましたので、住民の方からございましたので、いろんなですね、区長さん、前区長さん、水道組合の関係者とかですね、7、8人お会いしていろんな話を聞いてきました。そういうことで質問をいたしますけれど、これは基本的に9月の補正予算ですね、4,400万円措置をいたしまして、12月の補正で要するに圧が足りない、加圧器が必要だということで550万。合計4,950万ですね、事業費を予算をつけているわけでございます。形としては、区が下中郡区が事業主体ですよということですけども。下中郡区にですね、こういう大きな問題を、責任を負わせるということはとてもじゃないけどできないと。これはこういう5,000万もする事業規模のものはですね、すべて町がすべて責任もってせんとですね、区ではとても責任は負えないというふうに思います。そういった立場でですね、いくつか質問をいたします。これはずっと何軒も回ってですね、大変住民の方が不安に思っております。というのが、情報がですね入ってないわけですよ。今の現状がどうだとかきちんとした経過とかですね。住民の人に説明がないから非常に不安に思っております。なぜかという、これは命に関わる命の水だから。そのことだから非常に不安に思っておりますのでね。そういうことにそういう立場でいくつか聞いてみたいと思います。

1つは工事がですね、4件大きく分けて4件あっております。下原地区の水道整備工事、これが1,358万。それから下原地区の電気工事がですね、552万。それと浄水器の関係が1,437万。設計業務委託が75万6,000円と。水源地の関係、森林組合117万。高木地区の関係で989万ということで、一応大きく分けて4つの工事が行われておりますけれど、そのうちのこの水道整備工事と電気工事についてはですね、入札で行われております。ところが、浄水器の設置工事と高木地区の水質改善工事についてはですね、随意契約と、こういうことになっておりますが、このあたりはなぜ全部を入札ということではなかったのかお尋ねをいたします。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） お答えいたします。議員が先ほどおっしゃいましたように、まず、今回のこの水質改善事業の実施主体は下中郡の簡易水道組合であると。そして町におきましては、水質改善のその施設整備に補助金を出しているという性質のものでございまして、事業完了後はそれぞれに管理運営を行ってもらうこととなっております。これはもうだからと言いまして、「すべてじゃあもうやってください。」という話ではなくて、何かまたいろいろあったときにはご相談を受けながら町で対応できる、あるいはいろいろお手伝いできる場所はですね、それは手伝っていか

なければいけないというふうに考えております。なお、今回のその発注方法に関しましては、事業主体である下中郡簡易水道組合と協議が行われております。2件の水道設備工事及び電気工事につきましては、これは一般的、標準的な内容の工事であること、また地区内にそれぞれ複数業者がいらっしやったということもありまして、指名競争入札として発注をしたということでございます。

また、2件の水質改善工事に関わる機械設備等の工事につきましても、下中郡簡易水道組合と協議を行った上で、随意契約が行われたということでございます。その随意契約の過程について、担当課並びに地元の区長さん、これは下中郡の簡易水道組合の代表をしていらっしやいますが、区長さんに確認をいたしましたところ、これまでのその区とのいろいろなやり取りの中、まあ実績、あるいはこの設備に対する知識、並びに技術、そして何といても施工後ですね、メンテナンス等を総合的に勘案をして随意契約を行ったというようなことでございます。これは町が補助金を出してやる事業っていいものは、例えば集落道の整備、そういったものもありますけども、まあそれは金額の大小はありますが、事業主体になられたところがしっかりとその目的を達成をしていただくというのが、根本のこの補助金の、要は出す目的であります。そういった意味では、先ほどお話にもありましたように、区長さんと話していた中ではですね、やはり長年その硝酸性窒素の関係で自分の家の水道を口に含むことができなかつた、要は水が飲めなかつたという環境が改善をされたということで、非常に喜んでますというようなお言葉をいただいたところでございます。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） 基本的に公共工事の場合はですね、入札と、一般競争入札あるいは指名競争入札とかが基本なんですけれども、この随意契約の場合はですね、ちゃんと地方自治法あるいは町の財務規則でもですね、基準というのがありまして、いわゆる130万円というのがね、決まってるわけですよ。ですからこれを見ると900万とかね、大きな金額は130万当然超えてる部分も簡単にその随契ということでいいのかと。随契をした場合もちゃんと2社以上からですね、見積りとかってきちっと公正にされとるかどうか、そのあたりも分かりませんが、基本的にそういう自治法とか財務規則からいたしますとね、130万を超えておるのをなぜ随契したのかということについてはどうですか。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 先ほども申しましたが、今回の事業主体は下中郡の簡易水道組合でございます。下中郡簡易水道組合のほうで先ほど言いましたように、実績であったり知識であったり、技術あるいはその後のメンテナンス等を考えて、もうここ

をお願いをしたいというような思いをお持ちであったというふうに思います。その中で随意契約がされたと思っております。これは公共の、例えば役場がやはりそういった随意契約等をするときは先ほど申されたような制限、規制があるというふうに思いますが、やはりここは一番自分たちがその後も考えて、ここだったら信頼ができるというような思いでされたのではないかと推測するところでございます。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） それはね、おかしいと思うんですよ。基本的に町が5,000万もお金を出してですね、何か言うとそれは区が事業主体だからと。そういうことじゃなくてですね、これは町の責任ですよ。町の責任だから当然町の基準でですね、国も町ではこういう基準ですよと、こういう基準だからちゃんとしてください。これは金額超えますから。複数の業者で公正に競争させて決めてくださいって、これは指導するのが普通じゃないですか。それはなぜしてないんですか。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 指導といいますか、協議はしっかりとしてあるというふうに思います。その中で区がおっしゃるところを尊重されたというふうに思います。それからその見積書ですね、内容等もこれは水道組合と一緒に検討をされたというふうに聞いております。その中で材料代や設置費用などが適切であると判断されたというふうに聞いております。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） ちょっと納得がいかないんですけども、まあちょっとあとで次の質問もありますので。

2点目は下原のいわゆる水道工事については、保健所の設置前と設置後の水質検査というのは済んでいるんでしょうか。

○議長（中川政司君） 津川水道衛生課長。

○水道衛生課長（津川昭博君） ただいまの点についてご説明いたします。この工事を実施する基本になった水質の検査につきましては、八代保健所の検査結果をもとに行っております。内容といたしましては、硝酸態窒素の濃度のみが基準をオーバーしている状況でありました。また水質改善工事ですね、終わったあと、水質検査につきましては、保健所の検査ではなく機械メーカーの技術者による2種類の検査を行っております。ほかの水質には当初から問題がなかったことから、硝酸態窒素の濃度の検査を組合同席のもと検査をいたしております。検査は良好で問題がなかったもので、組合としても安心されております。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） これはその保健所の検査じゃないんですよね。保健所の検査は
しましたかって聞いてるんですよ。

○議長（中川政司君） 津川水道衛生課長。

○水道衛生課長（津川昭博君） ご説明いたします。保健所の検査はやっておりません。
以上です。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） これは非常に大事なところなんですね。だから関係者だけ寄っ
て検査をしまして。簡単に今リトマス試験紙のようなことでやる方法とか、いろ
いろ簡易な方法もありますが、要はこの硝酸性窒素がですね、この設置前はいつば
い含まれとったと、飲み水に不適だと。こういうことで5,000万も掛けてです
ね、ろ過機、浄水器を設置をして真水に変えて飲料水に使えるようにということに
してるわけですから、それをちゃんと保健所に検査をしてもらってですね、保健所
の検査結果がこうですよということをちゃんと住民に説明してもらわにゃいかん
ですよ。でないと「不安でしょうがない。」と言われてるわけですから。それはあ
との質問も出てきますけどね。

3点目、この異常を知らせるいわゆるパトロールライトですね、パトライトって
略称で言いますけれど、これはですね、いろいろお聞きしますと2月の末からです
ね、線を切ってあるわけですよ。線を切ってあってもう3カ月ですね、3、4、5
でしょう。なぜその、それは切ってあるのは町は承知してたんですか、どうですか。

○議長（中川政司君） 津川水道衛生課長。

○水道衛生課長（津川昭博君） ご説明いたします。パトライトの設置の目的についま
しては、貯水タンク等に異常があったとき、ライトが点滅し異常を知らせるための
装置であります。この質問の内容につきまして、現地にて組合とも経緯を伺いまし
た。下原地区に設置した機械設備の仕組みによりますと、5日間に1回の割合で硝
酸態窒素を低減する機械のフィルターを自動的に洗浄する設定となっております。
その時間は水をあまり使用しない時間帯として、午前2時から約2時間を設定して
おります。洗浄工程の後半になりますと、水の一部が満水状態の貯水タンクの中
にも流れていきます。そうすると満水センサーが作動し、ランプが点灯いたします。
その時間につきましては、午前4時頃の時間帯となります。その頃には水の貯水タ
ンクへの流入も終わりタンク内は正常になりますが、一度点滅しましたランプは手
動でしかスイッチを切ることができません。このようなことから、5日ごとに繰り
返していた状況なので、皆さんが心配され、スイッチを切る手間も掛かるという
ところで、満水センサーを断線していると組合から聞いております。機械設備の調整
などは組合の考えで調整しておられます。

以上です。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） あのですね、一応この電気設備をした会社にもね、社長にお会いして聞いてきました。それで2月の末にその線を外してあるわけですけど、浄水器を施工した会社の社長がですね、「少しの間外してくれ。」としゃりむり言うのですね、「自分はまだ絶対できない。」と言ったけれども仕方なく外しました。」ということでございました。そして2月の末に線を切って、3カ月以上経っていることですが、そのあたり今確かにそのタンクが満水になったとき、あるいはゼロになったとき、それからその他のですね、一連の設備の異常をですね、タンクだけじゃないでしょう。タンクが満タンになったとき、あるいはゼロになったとき以外にも、一連の硝酸性窒素の低減装置から浄水器に水が流れていってですね、その一連の機械設備の異常が出たときにですね、ライトが回るわけですよ。だからタンクが満水になったときだけじゃないわけですね。そういうことで、電気設備業者は「それは絶対外すことはできません。」と言ったけれども、「しゃりむり外してくれ。」と言うたけん外しました。」ということですけど、これは住民には何にも説明してないわけですよ。一部の人は知ってるかもしれんけれども。そういうことでですね、住民の方が非常に不安に思っておりますし、町に対して非常に不審をもっておられるわけですね。そのあたりをきちんと説明をしてくださって私が言うわけですよ。町長はですね、最初の住民説明会のときにですね、このこの事業は全国で初めての取り組みだと、全国のモデル事業になるというようなことを言われたそうですけど、何をもってモデル事業になるんですか、お尋ねします。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 1つの簡易水道組合、小さな集合体の中でですね、硝酸性窒素を抜き取って、その水を飲めるようにして配水するというような設備、いろんな意味で当時日本全国調べましたけども、ちょっと出てきませんでした。例えばその、新たに水源を求めてですね、そこから配水をするというようなところはあります。ただ今ある水を使って、それを浄水をして給水するというような設備は、当時はなかったというふうに思います。そういった面で恐らくいろんなところからそういった内容で悩まれている地区があるのであれば、視察も来られるのではないですかというような話もしたところです。

そして、先ほど議員がご指摘されました区民の方が要は分かってらっしゃらないと、町に不信感を持ってらっしゃるというお話でございます。水道の組合長さん、区長さんともその辺はしっかりと打合せをさせていただいて、住民の方に周知が行き渡るように努力をしていきたいというふうに思います。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） これはですね、本当にこの大変な問題でありまして、これはもう町がですね、全面的に責任を負ってせにやいかんことで、都合が悪くなるとこれは区が事業者だからってそんな言い訳はですね、絶対しないでいただきたい。このように思います。

それから、そのろ過浄水施設についてはですね、この硝酸性窒素を除去する機械でありますけれども、どうもですね、原水が入ってきている管が50ミリですよ。それと硝酸性窒素の低減装置から配水する管が13ミリか。とにかくそのそれから浄水器を通過して行くわけですが、いろいろほかの高木地区も行きました。高木地区は3、4軒で一つずつ合計8基ですか、据わっておりますし、従来から個人でやられる方はかたっておられないわけですがけれども。高木地区についてはですね、この塩がですね、普通の塩じゃない特別な塩を入れにやいかんということでものすごいお金が掛かるし、電気料がですね、2.5倍ぐらいになったと。「だからうちは使いよらんもんなあ。」と言う方もおられました。名前は言えませんけれど。「前使いよるのをですね、使ってます。」と。そういうことですから、要するにお金が掛かる。一部では「1年間はその塩とかですね、電気料は町が見ますよ。」と聞いている人もおります。全く聞いていない人もおります。ですからそのあたりがですね、1年間見るなら見るってきちっとやっぱ住民の皆さんに徹底してですね、情報が行き渡るようにしてもらわないと。片方では「いや、それは1年間な町が見るて。その先は個人で。」と、片方は「そぎゃんとは聞いとらん。」と、そういうことですからね。それがきちんとやっぱり住民の皆さんに会議をして来られないところには、やっぱり文書でもやってですね、きちっと周知をしなければですね、非常にちぐはぐになってるわけですよ。ですから、住民に対してきちんとやっぱり説明をしてですね、もう住民が不安を残したまま「もう使わん。」ということではですね、5,000万も掛けてですよ、そんな無駄使いはないですからね。そのあたりきちんと対応していただきたいというふうに思っております。

ですが、結果として何度もそのパトロールライトが付く、それはタンクが満水になった、一番ゼロになっただけじゃないし、一連のですね、この浄水器あるいは硝酸性窒素の低減装置一連の設備の欠陥が出てるんじゃないかってもう非常に私は思ったんですよ。いろんな何人も住民の方から話を聞いて。だからきちんと保健所の水質検査をして、「ちゃんと硝酸性窒素がこれだけ除去されておりますよ。」と、「皆さん安心して飲めますよ。」ということですね、もう本当自信を持って説明できるようにしてくださいよ。じゃないとそれをきちんとしてないからですね、いざ町の都合の悪かことは、これは区が事業主体だから。そういっても区はですね、

責任は負いかねるわけですよ。なら区長がですよ、水質検査とかそぎゃん住民から言われてもですね、できませんよそら。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） はい。

○議長（中川政司君） 時間があと少しです。

○3番（坂田竜義君） はい、分かりました。そういうことで、基本的にですね、今何度も言いますように、この硝酸性窒素を除去するという基本的なその事業の目的というのがね、ちゃんとできてるんですか。お尋ねします。

○議長（中川政司君） 津川水道衛生課長。

○水道衛生課長（津川昭博君） ご説明いたします。硝酸態窒素の除去率につきましては、この保健所の検査ではありません。ただ、機械メーカーの専門的な分野の技術者による検査の結果として良好な結果が出ておりますので、そのところは信頼しているところでございます。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） 私は基本的にこれは保健所の検査はしてください、してください。それと、今専門会社の検査がうんぬんと、信用してるということですが、そのことは住民に対して周知してありますか。その検査結果はこうでしたよというのは周知してありますか。

○議長（中川政司君） 津川水道衛生課長。

○水道衛生課長（津川昭博君） 現場の検査時はですね、組合全員じゃないんですけど、組合の代表者の方に来てもらってから説明をいたしております。

○議長（中川政司君） 時間です。

○3番（坂田竜義君） 町長、全部住民に対してですね、町が責任持って一部の人が知っていても分からんわけですから、ちゃんと不安は除去する措置をですね、対応をですね、してください。

以上です。

○議長（中川政司君） これをもちまして、坂田竜義君の一般質問を終わります。

以上で通告されておりました一般質問は終了しました。

これで一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。再開を11時15分といたします。

-----○-----

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（中川政司君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第2 各常任委員会報告及び質疑

○議長（中川政司君） それでは、日程第2、各常任委員会報告及び質疑を行います。

まず、総務常任委員会委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長、吉田美好君。

○総務常任委員会委員長（吉田美好君） 本定例会における総務常任委員会活動報告を行います。昨日6月15日ですね、午後1時に委員会室にて坂田委員、上村委員、中川議長、それに私4名の全委員であります。執行部より大倉総務課長、林田会計課長、大西企画情報課長、岩永税務課長に出席をしていただきました。開会をし、平成28年熊本地震による被害状況報告をお願いをいたしました。

総務課主管の被害としまして、11件あります。被害種別・被害の状況・被害額、これはあくまで概算であります。について説明がなされております。企画情報課主管の被害は3件で軽微な被害であり、使用に支障はないとの判断から、現在観察中であるとの報告がなされております。両課主管の被害につきましては、特段の意見・質問はありませんでしたけれども、委員の方から災証明書発行についての質問がっております。12日現在の申請数は775件ありますが、604件は発行可能となりまして、既に427件が発行済みであるということでありまして。復旧・復興については、今後材料の品不足による高騰や人件費、労力不足が懸念がされます。議会としても県、国に陳情行動等を含めまして、協力策を模索するべきとの認識で全委員の意思確認ができております。一刻も早い復旧・復興を願いつつ1時45分に閉会をいたしました。

以上で報告を終わりますが、報告漏れにつきましては他の委員さんからの補足をお願いいたします。

○議長（中川政司君） 以上で、総務常任委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 補足なしと認めます。

総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。なお、常任委員会委員長に対します質疑は申し合わせ事項により、審査の経過と結果に対する質疑に止め、付議された議案に対し、質疑することはできないことになっております。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。

以上で、総務常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長、松永正憲君。

○経済建設常任委員会委員長（松永正憲君） 経済建設常任委員会の活動報告を行います。6月15日1時より、委員会室におきまして執行部より中嶋林務観光課長、藤岡建設課長、長木経済課長、津川水道衛生課長。そして委員として濱田委員、福田委員、今田委員、そして私松永で4名の委員同席の中で、各課より4月の熊本地震による被害状況について説明を受けております。

はじめに、中嶋林務観光課長より林道関係の震災分として、中央砥用線6箇所、藤木線5箇所、下福良線4箇所など計26箇所の復旧費として1億5,000万、作業道として藤木線、柳谷線2路線で1,000万円。また小津峰線、丸山線におきまして、60%の補助金として17万1,000円が予算計上されております。

また、石段関係につきましては、東屋そしてトイレの屋根等修復の修復費、展望所床修理費などで概算で200万円が計上をされております。震災分ではありませんけれども、フォレストアドベンチャー・美里のトイレ新築分として2,084万4,000円が計上されております。これは20人槽のトイレの新築分だそうでございます。

それから、藤岡建設課長より説明をいただいております。43箇所分、7億670万円の被害額があり、大規模な修理箇所も数箇所あり、委員からは優先順位はどうするかなどの質問もございました。また、できる限り工期延長してでも地元業者を利用してほしいという要望があっております。

続きまして、長木経済課長より説明をいただいております。被害額として、農地被害、田において90箇所、被害額1億500万円。畑におきまして13箇所、被害額1,300万円。総額1億1,800万円。施設被害におきましては、水路被害30箇所、被害額3,000万円。道路関係38箇所、4,700万円。総額7,700万円。合計しますと171箇所分で1億9,500万円の被害額だそうでございます。内訳として、震災分として農地31箇所、施設分として7箇所、これは震災で認められると思うが、残りにつきましては町単独事業で復旧するか、またそのままいくかという選択肢があるそうでございます。また、総合交流ターミナル農村婦人の家、由来地区女性活性化センター等におきましては、619万円の被害額があるとのことでした。

続きまして、津川水道衛生課長の説明を受けました。清水の浄水場原水槽の修理、大窪、古閑の町道の本管の漏水、町営住宅の給水管の漏水など414万2,000円の被害額とのことであり、いずれにしても、膨大な被害箇所と被害額であり

ます。早急な対応を要望して午後2時30分に閉会をいたしております。報告漏れがございましたら、他の委員の補足をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 以上で、経済建設常任委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 補足なしと認めます。

経済建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。

以上で、経済建設常任委員会報告を終わります。

次に、社会文教常任委員会委員長の報告を求めます。社会文教常任委員会委員長、渡邊義文君。

○社会文教常任委員会委員長（渡邊義文君） 社会文教常任委員会報告をいたします。

昨日、午後1時より社会文教常任委員会を開いております。出席者、上田議員、光井議員、吉田起登議員に私渡邊です。執行部より吉成福祉課長、向山住民課長、福原健康窓口課長、津川水道衛生課長、下田教育課長、吉永教育長の出席をいただいております。津川課長におきましては、途中退席をされております。

まず、一般会計補正予算（第5号）について、また震災の状況についての担当課長の説明を受けております。水道衛生課より災害救助費292万円、家屋解体仮置場84万7,000円の予算であると。現在、仮設住宅18戸を予定し、進めているが、ほかに6戸の申込みがあつている。被害状況では災害家屋の解体・撤去98件の解体・撤去を進めていく。

質疑の中で、危険家屋についても管理者の了承が得れば解体できるということが報告されております。また、庁舎裏にもできております木造の仮設住宅は残すことができないかという要望が出ております。

福祉課より児童福祉放課後児童育成事業委託料76万4,000円。小学生の1年生から6年生まで、堅志田保育園とはちす保育園にて行うということであります。

地震被害状況としては、福祉保健センター湯の香苑、老人福祉センター、筒川荘の被害が起きているという報告があつております。

住民課より国保会計補正予算案（第1号）、交通事故2件分の第三者行為の委託料50万7,000円の説明があつております。

健康窓口課より今回の補正はないということであります。

教育課より、学校管理費、砥用中プール排水工事、砥用中体育館からグラウンド

への修理100万円の予算計上であります。洞岳社会教育センター災害復旧委託料300万円、文化財保護費、白石野太鼓に関する190万円、スポーツ環境整備モデル事業励徳小学校指定、36万5,000円。この指定は1年間の社会体育への移行モデル事業という説明があつております。公立学校施設災害復旧費、5つの小中学校校舎体育館等ということで、1億3,110万円。社会教育施設災害復旧費、文化交流センター、美里町体育館、文化財含む9,240万円の災害復旧の補正予算の説明を受けております。

質疑で、特に被害が大きい小中学校の体育館の使用が半年以上にわたって使えない状況である。1日も早く改修され、児童・生徒が使用できるよう、執行部におかれてはご努力をいただきたいという要望が出ております。また、元気クラブの活動に対する質問があり、できる範囲の中で検討するというところであります。

以上で社会文教常任委員会の報告を終わります。報告漏れがあれば、他の議員さん補足お願いいたします。

○議長（中川政司君） 以上で、社会文教常任委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 補足なしと認めます。

社会文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。

以上で、社会文教常任委員会委員長報告を終わります。

これで、各常任委員会報告及び質疑を終わります。

-----○-----

日程第3 議案第77号 平成28年度美里町一般会計補正予算（第5号）

○議長（中川政司君） 日程第3、議案第77号、平成28年度美里町一般会計補正予算（第5号）を再度上程し議題とします。内容説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

お諮りします。本案の質疑については一括質疑で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。本案の質疑は一括質疑で行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第3、議案第77号、平成28年度美里町一般会計補正予算（第5号）は、
原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第3、議案第77号、平成28年度美里町一般会計補正予
算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第78号 平成28年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（中川政司君） 日程第4、議案第78号、平成28年度美里町国民健康保険特
別会計補正予算（第1号）を再度上程し議題とします。

これから質疑を行います。

お諮りします。本案の質疑については一括質疑で行いたいと思いますが、ご異議
ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。本案の質疑は一括質疑で行います。質疑
ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第4、議案第78号、平成28年度美里町国民健康保険特別会計補正予算
（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがいまして、日程第4、議案第78号、平成28年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第79号 平成28年度美里町砥用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（中川政司君） 日程第5、議案第79号、平成28年度美里町砥用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を再度上程し議題とします。

これから質疑を行います。

お諮りします。本案の質疑については一括質疑で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。本案の質疑は一括質疑で行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第5、議案第79号、平成28年度美里町砥用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがいまして、日程第5、議案第79号、平成28年度美里町砥用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第80号 砥用西部地区簡易水道事業拡張工事（4工区）請負契約の締結について

○議長（中川政司君） 日程第6、議案第80号、砥用西部地区簡易水道事業拡張工事（4工区）請負契約の締結についてを議題とします。

内容説明を求めます。津川水道衛生課長。

○議長（中川政司君） 津川水道衛生課長。

○水道衛生課長（津川昭博君） 議案第80号の説明をいたします。別冊議案集の80号をお開きください。

議案第80号、砥用西部地区簡易水道事業拡張工事（4工区）請負契約の締結について

次のとおり砥用西部地区簡易水道事業拡張工事（4工区）の請負契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成28年6月15日提出 美里町長 上田泰弘

1. 契約金額 8,699万4,000円
2. 契約の相手方 熊本県下益城郡美里町中小路693-1
菊池組有限会社 代表取締役 菊池 武
3. 契約の方法 指名競争入札

提案の理由でございます。砥用西部地区簡易水道事業拡張工事（4工区）に係る請負契約の締結については、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

続きまして、添付資料についてご説明いたします。別冊の資料をご覧ください。まずは町内の管内図をご覧ください。A4サイズの図面、管内図になっております。工事の施工箇所につきましては、赤丸で示しております場所になります。美里町の佐俣地内であります。以前、ファミリー農園があった畑の近くになっております。まず1の造成工事につきましては、配水池の全体面積342平米であります。1枚目の計画平面図をご覧ください。全体の配置計画となります。ほぼ真ん中に配水池を設置いたします。次に2の配水池築造工事につきましては、2枚目の図面をお開きください。配水池の一般構造図となります。水槽につきましては、ステンレス製の5メートル掛ける6メートル、高さが2.8メートルの水槽の2層式となります。有効水量が168トンの水槽となっております。

次に3の地盤改良工事につきましては、3枚目の図面をお開きください。現地の地盤調査の結果、軟弱地盤であったため、セメント系の固化材による深層混合処理工法という方法で地盤改良を行います。この方法は機械攪拌機、ドリルのようなものを用いまして、削孔しながらセメント系の固化剤を地面に注入し、土と混合攪拌することによって、円柱状の固結体、杭を造成する工法となります。配水池の基礎部に直径1メートル、平均長、長さが約8メートルの基礎を35本造成いたします。基礎版平面図に書いてあります直径1メートルの円が35個あります。これが配置

図となっております。

次に、4枚目の図面をお開きください。これにつきましては、擁壁の基礎部になります。擁壁の基礎部では直径が80センチと直径1メートル、平均の長さにつきましては、4.6メートルから9.8メートルの杭を46本造成いたします。図面左側の上にあります平面図の丸印が施工の位置となっております。

重力式の擁壁につきましては、その杭の上に擁壁を設置いたします。図面右側が展開図となっております。高さ1.3メートルから1.6メートル、長さが16.4メートルの擁壁と、その下の高さ1.5メートルから2.5メートル、延長23メートルの擁壁を整備いたします。

再度、1ページの図面にお戻りください。5の場内排水工事につきましては、図面上の上と下と右側に、U型側溝の300を55.5メートル整備し、排水を行います。また、6の配水管工事につきましては、流入管といたしまして、直径が100ミリのポリエチレン管19.9メートル。それと鋼管の7.1メートルを整備します。また、流出管としましては、直径150ミリのポリエチレン管35.9メートル、鋼管6.8メートルを用いて整備いたします。以上が主な工種数量となります。

2.工期につきましては、議決の翌日から平成28年12月20日までとなります。

以上で、議案80号の説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。7番、吉田美好君。

○7番（吉田美好君） 7番、吉田美好でございます。

今、課長の説明で大体分かりましたけれども、工事の順番としてですね、外側からやるのか中側からやるのかということで、あと強度が変わりませんかという思いがしております。それともう一つはですね、タンク槽があって、それからこの図面でいけば多分管でただアールを付けて引き出しするのかなというふうに思いますが、私の経験からしますとこの前の地震の影響でですね、私たちの水タンクから600ミリのヒューム管をつないどったわけですが、そこがもうポッキリ割れたわけですね。ですから、こういった取り出し部分あたりはある程度収縮するっていいですかね、そういったものの金具何かを使用していただくと、建物とそれが動いても亀裂が生じらんという経験をしましたので、まあその点までどこまでいっとるかわかりませんが、その点をお尋ねしたいと思います。

○議長（中川政司君） 津川水道衛生課長。

○水道衛生課長（津川昭博君） ご説明いたします。まず、工事の順番ですけど、まず

は配水池のですね、地盤を固める地盤改良工事をまず一番にやりたいと思っております。基礎部の擁壁部の地盤改良工事から配水池の地盤改良工事。まずは地盤の固めを行った後、配水池の設置を行いまして、それから各設備の取付け及び配管工事、排水工事、そのような順番でやっていく予定でおります。もう1点の地震時に対する管の揺れに対する対応ですけど、それについては蛇腹っていいですか、フレキシブルの接続をですね、用いたいというふうに思っております。

以上です。

○7番（吉田美好君） 分かりました。終わります。

○議長（中川政司君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第6、議案第80号、砥用西部地区簡易水道事業拡張工事（4工区）請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがいまして、日程第6、議案第80号、砥用西部地区簡易水道事業拡張工事（4工区）請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 報告第1号 平成27年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（中川政司君） 日程第7、報告第1号、平成27年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての報告を求めます。大倉総務課長。

○総務課長（大倉一昭君） それでは報告第1号につきましてご説明いたします。

平成27年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

平成27年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する

平成28年6月15日提出 美里町長 上田泰弘

次のページをお開き願います。平成27年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算

書でございます。事業名、それから翌年度繰越額の欄をご覧いただきたいと思えます。まず、自治体情報システム強靱性向上モデル構築事業につきましては、1,350万円。それからその下の欄でございます、低所得者の高齢者向けの年金生活者等支援事業の分でございます。臨時福祉給付金給付事業につきましては、7,265万円。それからその下の欄でございます、子ども子育て支援システム改修事業につきましては、30万5,000円。それから経営発展に必要な農業用機械等の導入を支援するための担い手確保・経営強化支援事業につきましては、106万5,000円。それから道路新設改良関係、町道4路線の新設改良工事に係ります社会資本整備総合交付金事業2億5,903万2,000円。それから町道2路線に係ります道整備交付金事業9,165万7,000円。狭あい道路整備等促進事業、町道杉ノ本線・南線に係ります社会資本整備総合交付金事業909万5,000円。道路維持関係でございます。橋梁3箇所の維持工事に係ります社会資本整備総合交付金事業5,119万円。

次のページをお開き願います。建築物等の耐震化計画見直しのための耐震改修促進計画更新事業408万6,000円。それから、小学校屋体施設改修工事に係ります公立学校施設整備事業5,808万2,000円。それから林道施設災害復旧事業3,747万円、作業道御坂線災害復旧事業420万円、単県治山事業530万円。事業費総額、以上合わせまして6億763万2,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

以上で、報告第1号についての説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、日程第7、報告第1号、平成27年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての報告を終わります。

-----○-----

日程第8 報告第2号 有限会社「石段の郷中央」の経営状況報告について

○議長（中川政司君） 日程第8、報告第2号、有限会社「石段の郷中央」の経営状況報告についての報告を求めます。長木経済課長。

○経済課長（長木一美君） 報告第2号について、ご説明申し上げます。

報告第2号、有限会社「石段の郷中央」経営状況報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、有限会社「石段の郷中央」の経営状況を別紙のとおり報告する。

平成28年6月15日提出 美里町長 上田泰弘

次ページをお願いいたします。内容についてご説明を申し上げます。まず1ページ目をお願いいたします。右下のほうにページが記載されています。有限会社「石段の郷中央」の監査結果報告です。本年3月31日をもって第18期の決算が終わ

り、5月27日に監査が実施されたところです。

次ページをお願いします。次ページは貸借対照表であります。まず、資産の部で1の流動資産の現金及び預金が対前期と比べ547万5,332円の増で、構成比の73%となっています。2の固定資産は対前期とほとんど変わりありません。

次に、3ページの負債の部をご説明申し上げます。1の流動負債は対前期とほとんど変わりございません。中段の下の純資産の部ですが、資本金等には変わりなく、結果3の利益剰余金につきまして、前期が1,604万3,420円に対し、今期が2,563万1,594円となり、958万8,174円の増加となりました。次ページの損益計算書の末尾記載の当期純利益の額と一致いたします。当期は黒字の決算となりました。要因としましては、入館者の増、現金及び預金の増があげられます。純資産の構成比も67.8%と高くなり、また金融機関からの借入れ等もなく、経営的にはよき方向に向かっている状況が伺えます。

次に、4ページ目をお願いいたします。4ページ目が損益計算書です。損益計算書の決算額で説明をいたします。1の売上高1億5,889万8,405円から、2の売上原価2,576万7,769円を差し引いたのが、売上総利益1億3,313万636円であり、3の販売及び一般管理費1億2,491万5,631円を差し引き、4の営業外収益185万6,854円をプラスし、5の営業外費用5万8,961円を差し引いたのが、中ほどにあります経常利益1,001万2,898円となりました。これから7の特別損失23万9,512円を控除し、法人税、住民税等18万5,212円を控除した結果、末尾に記載してあります当期純利益、958万8,174円となり、当期は黒字経営となりました。中ほどにあります3の販売及び一般管理費1億2,491万5,631円につきましては、次ページの5ページに内容の内訳表が添付されております。対前期と大きく変化はありませんが、中ほどの水道光熱費について、特に燃料価格が下落し、785万ほど減少しました。対前期に比べ、合計で540万2,641円の減となっております。

6ページ目が、平成10年度からの入館者の推移となっております。平成27年度は17万9,665人となっております。対前年度に比べ7,500人ほど増となっております。さらに7ページが宿泊者の推移となっております。宿泊者の合計で7,549人で対前年度と比べ226人の増となっております。

8ページ目、9ページ目が同業種公衆浴場業19件の黒字企業の平均値と比べた3期比較財務諸表及び財務分析表となっております。これにつきましては、詳しい説明は省かせていただきます。

以上、報告いたします。

○議長（中川政司君） 以上で、日程第8、報告第2号、有限会社「石段の郷中央」の

経営状況報告についての報告を終わります。

-----○-----

日程第9 報告第3号 私債権等の放棄の報告について

○議長（中川政司君） 日程第9、報告第3号、私債権等の放棄の報告についての報告を求めます。岩永税務課長。

○税務課長（岩永政臣君） それでは報告第3号についてご説明申し上げます。

私債権等の放棄の報告について

美里町債権管理条例第10条第1項の規定により、別紙調書のとおり私債権等を放棄したので、同条第3項の規定により報告する。

平成28年6月15日提出 美里町長 上田泰弘

次のページをお開きください。私債権等放棄調書でございます。

1. 債権放棄日 平成28年3月31日
2. 債権の内容
番号1 債権の名称、水道使用量（東部）、調定年度：平成17年度、債権額3,130円
番号2 水道使用量（西部）、調定年度：平成18年度、債権額3万6,000円
番号3 水道使用量（西部）、調定年度：平成19年度、債権額1万2,829円
番号4 水道使用量（西部）、調定年度：平成21年度、債権額1,774円
番号5 水道使用量（西部）、調定年度：平成22年度、債権額1,501円

合計といたしまして、5万5,234円となります。放棄の事由といたしまして、消滅時効（美里町債権管理条例第10条第1項第3号）によるものでございます。

以上で、報告第3号についてを終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、日程第9、報告第3号、私債権等の放棄の報告についての報告を終わります。

-----○-----

日程第10 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（中川政司君） 日程第10、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。内容説明を求めます。上田町長。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるこ

とについて

人権擁護委員候補に下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

住 所 熊本県下益城郡美里町弘川102番地

氏 名 松 永 明 美

生年月日 昭和22年11月8日生

平成28年6月15日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。現人権擁護委員、平川義光氏の任期が平成28年9月30日をもって満了し、新たにその候補者を推薦する必要があるため、提案するものでございます。人権擁護委員候補者の推薦につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町議会議員の選挙権を有する方で、人格見識高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方等及び人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から議会の意見を聞いて推薦することとなつてございます。今回、平川義光氏の後任の候補者として推薦する松永明美氏につきましては、民生委員、児童委員を4期、12年勤められ、地域の実情に精通し、人権擁護に対しても造詣が深いと、推薦させていただきたいということで、ご提案申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

皆さんにお諮りします。討論は省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。討論は省略します。

お諮りします。松永明美さんを適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。よって、日程第10、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、松永明美さんを適任とすることに決定をいたしました。

ここでしばらく休憩をいたします。再開を1時10分といたします。

-----○-----

休憩 午後0時06分

再開 午後1時10分

-----○-----

○議長（中川政司君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

追加日程第 1 発議第 9 号 美里町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中川政司君） 次に、追加日程第 1、発議第 9 号、美里町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。それでは、提出議員から内容説明を求めます。7 番、吉田美好君。

○7 番（吉田美好君） 発議第 9 号、美里町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり美里町議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 28 年 6 月 16 日提出 提出者 美里町議会議員 吉田美好、賛成者 美里町議会議員 上村則幸

美里町議会議長 中川政司様

提案理由としまして、美里町議会議員政治倫理条例第 9 条の「町民の調査請求」について、請求人の数の規定がなかったため、その基準を定めたいので提案するものである。

次のページをお願いします。美里町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例 美里町議会議員政治倫理条例（平成 16 年美里町条例第 149 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「これを」を、「、有権者（請求を行う時点において美里町の選挙人名簿に登録されている者をいう。）で 3 人以上の者の連署をもって、その代表者から違反する疑いを」に改める。

3 枚目に改正前新旧対照表があります。この改正前のアンダーラインの部分、「これを」というところを右側の改正後「、有権者」というところからアンダーラインの部分挿入するということとございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するということとございます。よろしくお願いたします。

○議長（中川政司君） 以上で内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

追加日程第1、発議第9号、美里町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 賛成多数です。

したがって、追加日程第1、発議第9号、美里町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

追加日程第2 発議第10号 「被災者生活再建支援法の改正を求める意見書」の提出について

○議長（中川政司君） 追加日程第2、発議第10号、「被災者生活再建支援法の改正を求める意見書」の提出についてを議題とします。

それでは、提出議員の趣旨説明を求めます。8番、渡邊義文君。

○8番（渡邊義文君） 発議第10号、「被災者生活再建支援法の改正を求める意見書」の提出について

上記の議案を、別紙のとおり美里町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成28年6月16日提出 提出者 美里町議会議員 渡邊義文、賛成者 美里町議会議員 上田孝

美里町議会議長 中川政司様

被災者生活再建支援法の改正を求める意見書（案）

被災者生活再建支援法は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、生活の再建を支援するための被災者生活再建支援金を支給し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。

今回の熊本地震は、最大震度7の激震が2度発生し、震度6あるいは5クラスの揺れを含む震度1以上の余震が1,700回以上発生するなど、これまで経験したことのない地震であり、全壊世帯、大規模半壊世帯に加え、引き続き余震に長期にわたる避難を余儀なくされている世帯も多数に及ぶなど、その被害も深刻な様相を呈している。

被災した住民の生活再建のためには、特に、住宅再建に対する手厚い支援が求められており、国によるさらなる支援及び制度の拡充が必要である。よって、住民の

生活安定と早期復興のため、下記の事項について措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 全額国庫による被災者生活再建支援制度に係る特例基金を創設すること。
- 2 被災者生活再建支援金について、生活再建と住宅再建を合わせた現行の最大300万円の支給額を引き上げること。
- 3 支給対象となる世帯の範囲については、被災した世帯の実情に応じた柔軟な対応を可能とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

熊本県美里町議会議長 中川政司

衆議院議長 大島理森様

参議院議長 山崎正昭様

内閣総理大臣 安倍晋三様

財務大臣 麻生太郎様

内閣府特命担当大臣（防災担当）河野太郎様

以上であります。各議員におかれては、速やかなるご判断を仰ぎ可決いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（中川政司君） 以上で、提出議員の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、提出に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、提出に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。追加日程第2、発議第10号、被災者生活再建支援法の改正を求める意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがいまして、追加日程第2、発議第10号、被災者生活再建支援法の改正を求める意見書の提出については、衆議院議長ほか4名に意見書を提出することに決定いたしました。

追加日程第3 発議第11号 「平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な
財政措置を求める意見書」の提出について

○議長（中川政司君） 追加日程第3、発議第11号、「平成28年熊本地震からの復
旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書」の提出についてを議題とします。
それでは、提出議員の趣旨説明を求めます。6番、松永正憲君。

○6番（松永正憲君） 発議第11号、「平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る
特別な財政措置を求める意見書」の提出について

上記の議案を、別紙のとおり美里町議会会議規則第14条の規定により提出しま
す。

平成28年6月16日提出 提出者 美里町議会議員 松永正憲、賛成者 美里
町議会議員 濱田憲治

美里町議会議長 中川政司様

平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書
(案)

平成28年4月14日夜及び16日未明に立て続けに2度の震度7を観測した
「平成28年熊本地震」により、人口100万人を超える熊本都市圏と阿蘇地域を
中心に、多数の家屋倒壊や大規模な土砂崩れなど、県内の広い範囲にわたり、極め
て甚大な被害が発生し、熊本県内においては今も「終わりなき余震」が続いている。

地震発生直後から、国・県をはじめ関係者の協力を得ながら、町を挙げて全力で
対応してきたが、今後の復旧・復興事業には莫大な経費を生じることとなり、自主
財源に乏しい熊本県や美里町をはじめ県内市町村は、危機的な財政状況に陥ること
が懸念される。

熊本県の基金は、5月補正予算までに災害対応のための災害救助基金及び災害基
金が相次いで底をつき、財政調整用の基金も枯渇したとの事である。

しかも、今後も必要となる復旧・復興に向けた対応を踏まえると、到底、現行の
国庫補助制度や地方財政制度の下では予算編成ができず、県よりもさらに脆弱な財
政基盤である市町村は、震災復興が行えない。

今後、地方自治体が財政面で安心感をもって復旧・復興にしっかり取り組んでい
くためには、国による財政支援への明確な担保と長期的な支援が必要である。

よって、国におかれては、新たな補助制度の創設や補助率のかさ上げなどの財政
措置及び地方負担分を極小化するための特別交付税の別枠措置など、東日本大震災
を踏まえた財政負担等に係る特別な立法措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

熊本県美里町議会議長 中川政司
衆議院議長 大島理森様
参議院議長 山崎正昭様
内閣総理大臣 安倍晋三様
財務大臣 麻生太郎様
総務大臣 高市早苗様

以上でございます。ご審議のほどをよろしくお願いたします。

○議長（中川政司君） 以上で、提出議員の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、提出に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、提出に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

追加日程第3、発議第11号、「平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書」の提出について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、追加日程第3、発議第11号、「平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書」の提出については、衆議院議長ほか4名に意見書を提出することに決定しました。

-----○-----

追加日程第4 発議第12号 「行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書」の提出について

○議長（中川政司君） 追加日程第4、発議第12号、「行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書」の提出についてを議題とします。

それでは、提出議員の趣旨説明を求めます。7番、吉田美好君。

○7番（吉田美好君） 発議第12号、「行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書」の提出について

上記の議案を、別紙のとおり美里町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成28年6月16日提出 提出者 美里町議会議員 吉田美好、賛成者 美里町議会議員 上村則幸

美里町議会議長 中川政司様

行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書（案）でございます。

平成28年熊本地震は、4月14日の前震と同16日の本震という2度にわたる激震と未だ続く余震によって、行政庁舎をはじめとした熊本県及び県内市町村の施設・設備に大きな被害をもたらした。

今回の地震により、県・市町村の行政庁舎等は、あらゆる災害時に地域防災の要として機能し、人命救助や避難者支援など、防災対策の司令塔としての役割を果たさなければならないことが改めて明らかとなった。そのためには、庁舎等は単なる復旧ではなく、地域にとって真に必要な防災拠点機能を併せ持った、災害に強いものとする必要がある。

しかし、今後復旧・復興に莫大な費用が必要となる中、行政庁舎等の再建については、現行制度上、機能強化等を含め補助制度がないため、地方単独事業として実施する必要があり、災害に強い復旧・復興を進める上で大きな障壁となっている。

これらのことから、国におかれては、行政庁舎等の再建について、東日本大震災時の支援も踏まえ、躊躇なく災害復旧と防災機能の強化に取り組めるよう、下記事項について特別な措置を講じることを強く要望する。

- 1 行政庁舎等の再建において、応急工事や調査、仮設庁舎の建設も含めた国保補助制度を創設すること。
- 2 あらゆる災害において防災拠点機能を発揮できるよう、行政庁舎等の耐震化を含む拠点機能の充実等に要する費用について、国庫補助制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年〇月〇日です。

熊本県美里町議会議長 中川政司

衆議院議長 大島理森様

参議院議長 山崎正昭様

内閣総理大臣 安倍晋三様

財務大臣 麻生太郎様

総務大臣 高市早苗様

内閣府特命担当大臣（防災担当） 河野太郎様

以上でございます。

議長（中川政司君） 以上で、提出議員の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、提出に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、提出に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

追加日程第4、発議第12号、「行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書」の提出について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、追加日程第4、発議第12号、「行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書」の提出については、衆議院議長ほか5名に意見書を提出することに決定しました。

-----○-----

追加日程第5 発議第13号 渡邊義文議員に対する議員辞職勧告決議案の提出について

○議長（中川政司君） 追加日程第5、発議第13号、渡邊義文議員に対する議員辞職勧告決議案の提出についてを議題とします。

ここで地方自治法第117条の規定によって、渡邊義文君の退場を求めます。

〔議長、動議を求めておきます。よろしくお願ひします。〕と呼ぶ者あり〕

（渡邊議員 退場）

○議長（中川政司君） それでは提出議員の趣旨説明を求めます。11番、吉田起登君。

○11番（吉田起登君） 発議第13号、渡邊義文議員に対する議員辞職勧告決議案の提出について

上記の議案を、別紙のとおり美里町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成28年6月16日提出 提出者 美里町議会議員 吉田起登、賛成者 美里町議会議員 吉田美好

美里町議会議長 中川政司様

渡邊義文議員に対する議員辞職勧告決議案

美里町議会議員政治倫理条例第9条に基づき、町民から美里町議会議長に対し渡邊義文議員に関する調査請求が出され、平成28年4月22日第3回臨時会において美里町議会議員政治倫理調査特別委員会が設置されました。同特別委員会では、同条第10条第2項により8回に亘り内容審査や調査を行い、平成28年6月14日付で調査報告書が議長に提出された。

その内容を要約すると、裏付けとなる証拠書類等がなかった案件については、調査開始に至らなかったが、調査請求書の渡邊義文議員が、「実質経営しているとみられる新和工業」に関しては、調査対象の渡邊義文議員からの意見聴取や(有)新和工業の前代表者である舛田寿樹氏からの意見聴取、現在の代表者である福島次男氏への質問回答書等を総合的に照らし合わせてみると、渡邊義文議員は21年間、(有)新和工業には関わっていないとの事だったが、前代表の舛田氏の話では、会社の金銭出納業務等については、渡邊義文議員と取締役である渡邊利恵氏がなされていて、また入札についても渡邊義文議員、渡邊利恵氏、舛田寿樹氏の3名で話し合っていて参加されていたとの事。

また、舛田氏が代表されていた時の実質経営者に関しての質問では、「仕事の段取り等は私で、会社自体はどちらかと言えば渡邊義文議員だと思います。」との事である。

言うまでもなく美里町議会議員は町民の信託を受けた特別の地位にあることを認識し、町民全体の奉仕者として清潔、公正及び公平を保つため、より高度の政治倫理理念に基づき活動し、町政に対する町民の信頼に応えるとともに、併せて町民にも町政に対する正しい認識及び自覚を喚起し、民主的な町政に寄与することが求められている。

また、美里町議会議員政治倫理条例第6条第1項では、「議員の配偶者及び2親等以内の親族並びに議員が実質支配する企業は、地方自治法第92条の2の規定の主旨を尊重し、町民に対し疑惑の念をいだかせることがないように町が発注する工事の請負契約を辞退するよう努めなければならない。」とされている。

よって本会議は渡邊義文議員に対し、自らの良識と判断により美里町議会議員の職を辞するよう勧告する。

以上決議する。

平成28年6月16日 美里町議会

以上です。

○議長（中川政司君） 以上で、提出議員の趣旨説明を終わります。

ただいま除斥されております渡邊義文君から、地方自治法第117条但し書きの規定によって、会議に出席をして発言したいとの申し出がっております。

お諮りします。この申し出に同意することにご異議ありませんか。
申し出に同意する方はご起立をお願いいたします。

(賛成者 起立)

○議長(中川政司君) 賛成少数です。

したがって、渡邊義文君の申し出は否決をいたしました。3番、坂田君。

○3番(坂田竜義君) 弁明、要するに1人でよかつじゃないですか。動議については1人賛成すればいいんじゃないですか。

[「8分の1でしょう。議場の中の8分の1。」と呼ぶ者あり]

○議長(中川政司君) 議会の同意があったときは、会議に出席して発言することができるということになっております。同意者が賛成多数でないと発言はできないということでございます。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長(中川政司君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(中川政司君) 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(中川政司君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中川政司君) 異議なしと認めます。

したがって、この採決は起立により行います。

追加日程第5、発議第13号、渡邊義文議員に対する議員辞職勧告決議案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(中川政司君) 賛成多数です。

したがって、追加日程第5、発議第13号、渡邊義文議員に対する議員辞職勧告決議案は原案のとおり可決されました。

除斥されております渡邊義文君の入場を許します。

(渡邊議員 入場)

○議長(中川政司君) 報告いたします。追加日程第5、発議第13号、渡邊義文議員に対する議員辞職勧告決議案は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 1 1 議員派遣の件について

○議長（中川政司君） 日程第 1 1、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。別紙のとおり、議員を派遣したいと思います。また派遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新たに派遣が必要となった場合の判断は、議長に一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

-----○-----

日程第 1 2 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について

日程第 1 3 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件について

○議長（中川政司君） 日程第 1 2、各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について、日程第 1 3、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件についてを一括して議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

よって、日程第 1 2 及び日程第 1 3 を一括議題とすることに決定しました。日程第 1 2 及び日程第 1 3 を一括議題とします。

お諮りします。各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

したがいまして、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に上程されました案件は全部議了しました。

したがいまして、会議規則第 7 条の規定により、閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本定例会は閉会することに決定しました。

閉会に先立ちまして、上田町長に挨拶を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 閉会にあたりまして一言御礼を申し上げます。今定例会に提案いたしておりました議案に関しましては、すべて可決をしていただきまして、誠に

ありがとうございます。

今回、何といたしましても震災対応の補正予算がかなりの割合を占めております。11億8,000万円余の補正予算でございました。合わせますと、年度予算が82億を超える非常に大きな予算となってきております。平成19年もかなり豪雨災害、大きな被害がありまして予算も膨れたわけですが、今回のこの地震、まだ今からどのようなまた補正予算等が出てくるかというのは、まだ分からないような状況でございます。また、その都度議員の皆様には臨時会等お願いすることもあるというふうに思いますが、どうかご理解とそしてご協力をよろしくお願い申し上げます。

国に対しましても、先ほど意見書にもありましたとおり、財政措置、これを東北、東日本大震災並まで引き上げてくれというような要望も、町村会はじめ各種団体行っているところでございます。何とかそれを国に理解をいただかないとですね、やはり美里町においても非常に財政的に圧迫をされてくる可能性がございます。そういった意味では、議会の皆さんと一緒に国に対しても要望活動等行っていきたいと思っております。どうぞその際はまたご協力のほどよろしくお願いいたします。本定例会の閉会にあたり、一言御礼のご挨拶とさせていただきます。

大変お世話になりました。

○議長（中川政司君） 以上で町長の挨拶を終わります。皆様方には議事進行に大変御協力ありがとうございました。

これをもちまして、本日の会議を閉じ、平成28年第2回美里町議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

閉会 午後1時46分

地方自治法第123条第2項の規定により署名いたします。

美里町議会議員

美里町議会議員

美里町議会議員

美里町議会会議録
平成28年第2回定例会

平成28年6月発行

発行人 美里町議会議長 中川政司
編集人 美里町議会事務局長 福島 繁
作成 株式会社アクセス
電話 (096) 372-1010

~~~~~  
美里町議会事務局

〒861-4492 熊本県下益城郡美里町馬場1100番地  
電話 (0964) 46-2111